

可児市多文化共生推進計画

令和2年度～令和5年度
(2020年度～2023年度)

～みんなでつくる 多文化共生のまち 可児～

可 児 市

目 次

第1章 計画策定にあたって	P 1
第2章 国際化の現状と課題	P 4
第3章 基本的な考え方	P 25
1. 基本理念	
2. 施策の柱	
3. 基本施策	
4. 施策の体系	
5. 重点施策	
第4章 具体的な施策	
I 「言語における共生」	P 29
I-1 言語の学習支援	
I-2 多言語情報の提供	
II 「子どもの教育における共生」	P 34
II-1 教育環境の整備	
II-2 就学支援の推進	
III 「暮らしにおける共生」	P 38
III-1 相談体制の充実	
III-2 生活基盤の充実	
III-3 社会基盤の充実	
III-4 防災体制の充実	
IV 「地域社会における共生」	P 47
IV-1 多文化共生の地域づくり	
IV-2 まちづくりへの参画	
第5章 計画の推進	P 50

第1章 計画策定にあたって

1. 外国籍市民増加の背景

本市には県下最大規模の可児工業団地や、市内及び周辺地域に大手の自動車・家電関連の製造企業が多く存在しており、バブル景気を背景に外国籍労働者の受け入れが活発になり、1990年代には南米出身の日系ブラジル人を中心とした就労目的の外国籍市民が急増してきました。2000年代に入ると経済が国境の枠にとどまらずに拡大、国内景気の拡大もあり、就労を目的とした東南アジア出身の日系外国籍市民が増加するなど、多国籍化も進展してきました。

平成20年(2008年)秋の経済危機以降、雇用情勢の悪化により日系ブラジル人人口は大きく減少しましたが、平成22年(2010年)から日系フィリピン人人口の増加が始まり、平成26年(2014年)6月には人口の順位が逆転し、翌年度には外国籍市民の総数も再び増加に転じました。令和2年(2020年)1月には過去最高の8,089人となっています。

これは、企業の求人数が増加傾向にあること、家族の呼び寄せなどにより永住する外国籍市民の増加によるものと推測されます。

また今後は、日本人の少子高齢化や平成31年(2019年)4月に創設された在留資格「特定技能」、令和2年(2020年)に開催される東京オリンピックなどにより、各業界への就労を目的とする外国籍労働者の増加が予測されます。

「外国籍市民等」

本市では「すべてを可児市民」として市政運営を行っています。そこには国籍の違いによる差異はありませんが、本計画の対象は新たに日本国籍を取得した人や日本人との国際結婚による子どもなどを含む「外国籍市民等」と表記します。

2. これまでの取り組み

2000年代前半から外国籍市民の増加と定住化の進展に伴い、生活していくうえで、言葉の問題をはじめ、教育・労働・医療などの面でさまざまな課題が地域で顕在化してきました。

こうした課題に対応し地域の国際化を総合的かつ体系的に推進するため、市では平成12年(2000年)に「国際化が日常化された地域社会の実現」を基本理念とする可児市国際化施策大綱を策定しました。

また翌年には中南米日系人が集住する自治体で組織する「外国人集住都市会議」が設立されたので、これに参加し外国籍市民等に関わる諸課題について情報の交換、国等への提言を行うなど、地域で顕在化している諸問題の解決に向けて取り組んできました。

平成20年(2008年)には可児市多文化共生センターフレビアを開設し、地域国際化の拠点施設として特定非営利活動法人可児市国際交流協会により、日本語及び母語の学習や子どもの就学支援、災害対策や地域社会への参加促進、多文化が共生する地域づくりなどの事業を推進しています。

フレビア (FREVIA)

フレビアとは、英語の friendship (友情) と civilization (文化) から綴った造語で、友情の精神で親しく和やかに交じり合っていければ、お互いの文化を徐々に理解され深まっていくという意味が込められています。

3. 策定の趣旨

外国籍市民等の定住化がますます進行していく中で、自立に向けた支援を総合的に行うことはもとより、国籍や民族などの違いにかかわらず、市民一人ひとりが地域社会を構成する一員として、将来にわたって共に支えあって暮らしていける多文化共生のまちづくりを推進していくことが重要となります。

多文化共生のまちづくりを進めることは、多様な文化や価値観を持った市民が地域のさまざまな活動に参加し、市民主体による新たな交流や連携が深まり、誰にとっても暮らしやすく魅力あるまちの形成につながります。そして、多文化共生社会を実現していくためには、市民一人ひとりが、多文化共生を地域社会全体の共通課題として認識し、互いの文化や価値観への理解と尊重を深めながら、まちづくりの担い手として地域社会に参加していくことができる仕組みづくりと推進体制を構築していくことが必要です。

このため、平成 23 年 (2011 年) には市民・行政・関係機関などが連携して、多文化共生社会の実現に向けた施策や取り組みを推進するため「可児市多文化共生推進計画」(平成 23～27 年度)、その後継計画として「可児市多文化共生推進計画」(平成 28～31 年度)を策定しました。本計画は、この「可児市多文化共生推進計画」の後継計画として今後 4 年間の施策を策定するもので、これまでの進捗状況を踏まえ、本市を取り巻く社会情勢や新たな課題に対応しながら、多文化共生社会の実現に向けた取り組みを推進することを計画の趣旨としています。

多文化共生

「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」です。

(「多文化共生の推進に関する研究会報告書」平成 18 年 (2006 年) 総務省)

4. 計画の位置付け

本計画は、可児市政経営計画（案）に位置付けられた「多文化共生事業」の個別計画として、可児市人権施策推進指針や他の関連計画とも整合を図りながら、多文化共生社会の実現に向けての基本的な考え方、具体的な施策及び推進体制などを定め、多文化共生のまちづくりの指針を示すものです。

5. 計画の構成

本計画の構成は、次のとおりとします。

外国籍市民が過去最高を記録（8,089人、令和2年（2020年）1月）し、今後も多国籍化が進むと予測されるので、新たな課題について整理します。

（1）国際化の現状と課題（第2章）

外国籍市民等の現状及び国際化に対する施策の経緯を把握し、本市の国際化に向けた課題を明らかにします。

（2）基本的な考え方（第3章）

現状と課題を踏まえ、多文化共生社会の実現に向けての基本理念及び施策の柱、基本施策、重点施策を定めるとともに、その基本的な考え方を明らかにします。

（3）具体的な施策（第4章）

基本施策の考え方に沿って具体的な施策を定め、具体的な施策に係る現状と課題、方向性を明らかにするとともに、推進事業の内容及びその取り組み主体等を定めます。

（4）計画の推進（第5章）

本計画の推進に向けて、推進主体の役割分担を示すとともに、推進体制及び計画の目標指標、推進事業の実施計画を定めます。

6. 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度（2020年度）を初年度とし、令和5年度（2023年度）までの4年間とします。なお社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行います。

第2章 国際化の現状と課題

1. 外国籍市民の現状

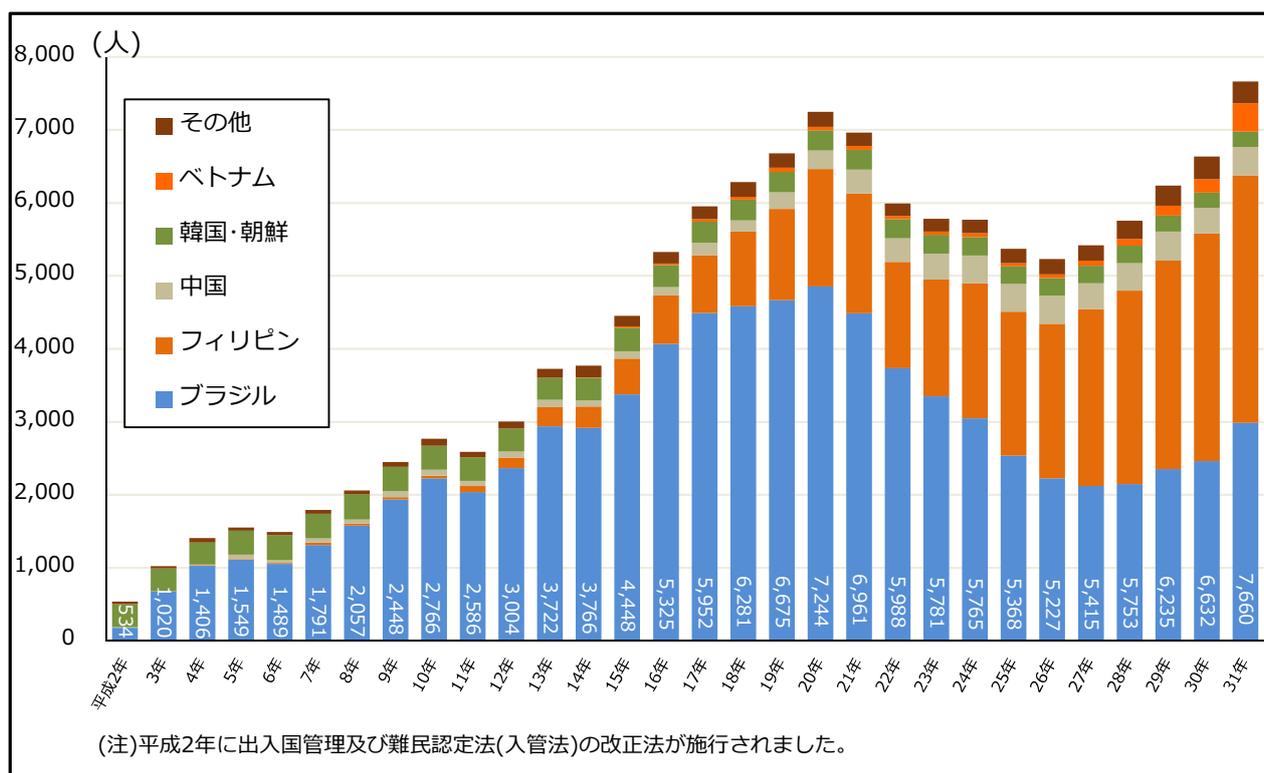
(1) 外国籍市民数の状況

本市の外国籍市民数は、平成2年（1990年）以降増加を続け、平成20年（2008年）には7,244人、総人口に占める割合は7.0%に達したものの同年の秋以降、急激な景気後退による雇用情勢の悪化により減少に転じ、平成26年（2014年）には5,227人、総人口に占める割合は5.2%に減少しました。しかしながら、平成27年（2015年）に増加に転じ、平成31年（2019年）には7,660人、総人口に占める割合は7.5%に増加しました。

平成31年（2019年）の外国籍市民数を国籍別人口で見ると、フィリピンが最も多く、全体の44.2%を占め、ブラジルが39.0%になっています。また、近年ベトナム国籍の人が増えています。

可児市の外国籍市民数の推移 1（各年4月1日現在）

（資料：市民課）



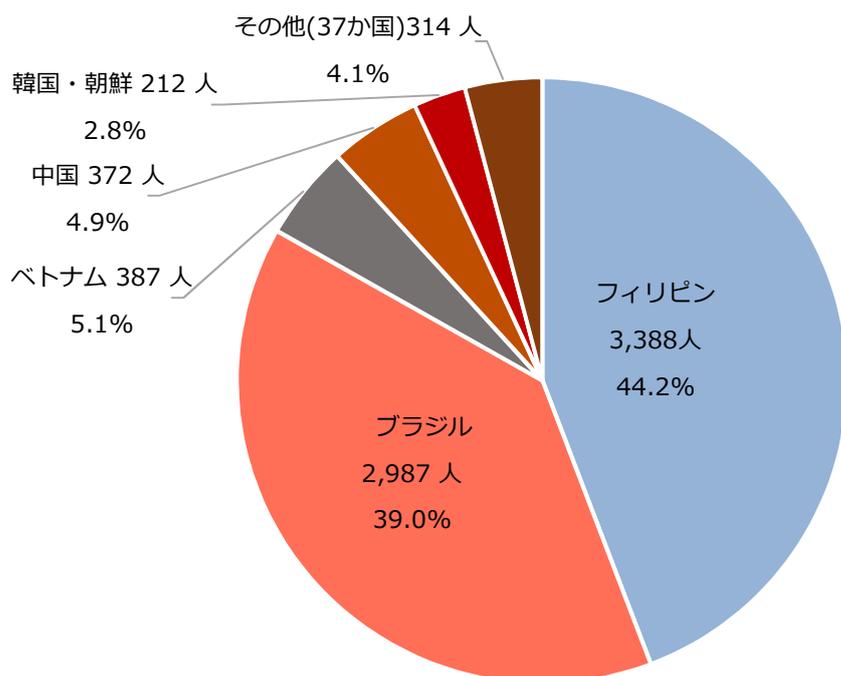
可児市の外国籍市民数の推移 2 (各年 4 月 1 日現在)

区分	ブラジル	フィリピン	中国	韓国 朝鮮	ベトナム	その他	計 (人)	男	女	総人口 (人)	割合 (%)
平成 11 年 (1999 年)	2,037	82	68	324	0	75	2,586	1,407	1,179	92,100	2.8
平成 12 年 (2000 年)	2,365	143	83	314	0	99	3,004	1,607	1,397	93,420	3.2
平成 13 年 (2001 年)	2,939	260	99	309	1	114	3,722	1,979	1,743	95,019	3.9
平成 14 年 (2002 年)	2,916	290	86	309	6	159	3,766	1,951	1,815	95,723	3.9
平成 15 年 (2003 年)	3,374	489	100	326	18	141	4,448	2,307	2,141	96,666	4.6
平成 16 年 (2004 年)	4,067	665	113	300	21	159	5,325	2,816	2,509	97,990	5.4
平成 17 年 (2005 年)	4,491	792	168	291	31	179	5,952	3,169	2,783	99,084	6.0
平成 18 年 (2006 年)	4,581	1,025	151	287	36	201	6,281	3,322	2,959	101,244	6.2
平成 19 年 (2007 年)	4,666	1,250	228	277	57	197	6,675	3,490	3,185	101,832	6.6
平成 20 年 (2008 年)	4,851	1,609	256	273	52	203	7,244	3,757	3,487	102,858	7.0
平成 21 年 (2009 年)	4,487	1,636	332	271	49	186	6,961	3,516	3,445	102,694	6.8
平成 22 年 (2010 年)	3,733	1,458	320	264	44	169	5,988	2,963	3,025	101,620	5.9
平成 23 年 (2011 年)	3,347	1,602	356	256	44	176	5,781	2,835	2,946	101,539	5.7
平成 24 年 (2012 年)	3,048	1,849	381	254	52	181	5,765	2,831	2,934	101,333	5.7
平成 25 年 (2013 年)	2,533	1,975	379	240	46	195	5,368	2,628	2,740	100,932	5.3
平成 26 年 (2014 年)	2,223	2,117	387	241	50	209	5,227	2,553	2,674	100,599	5.2
平成 27 年 (2015 年)	2,120	2,422	353	242	69	209	5,415	2,625	2,790	100,664	5.4
平成 28 年 (2016 年)	2,146	2,651	376	240	89	251	5,753	2,822	2,931	101,027	5.7
平成 29 年 (2017 年)	2,353	2,853	397	222	133	277	6,235	3,027	3,208	101,297	6.1
平成 30 年 (2018 年)	2,461	3,118	349	212	180	312	6,632	3,198	3,434	101,292	6.5
平成 31 年 (2019 年)	2,987	3,388	372	212	387	314	7,660	3,763	3,897	102,078	7.5

(資料：市民課)

※表・グラフ中に表記した割合は (%) は、表示単位以下を四捨五入したため、
個々の割合の合計が 100%にならないことがあります。(以下同じ)

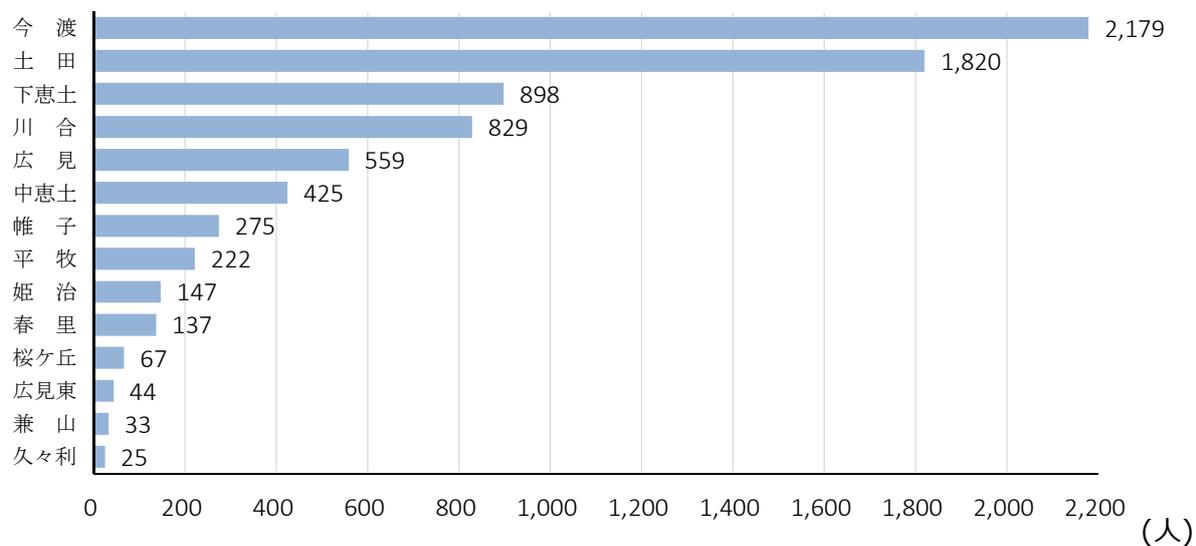
可児市の国籍別外国籍市民の割合（平成 31 年（2019 年）4 月現在）



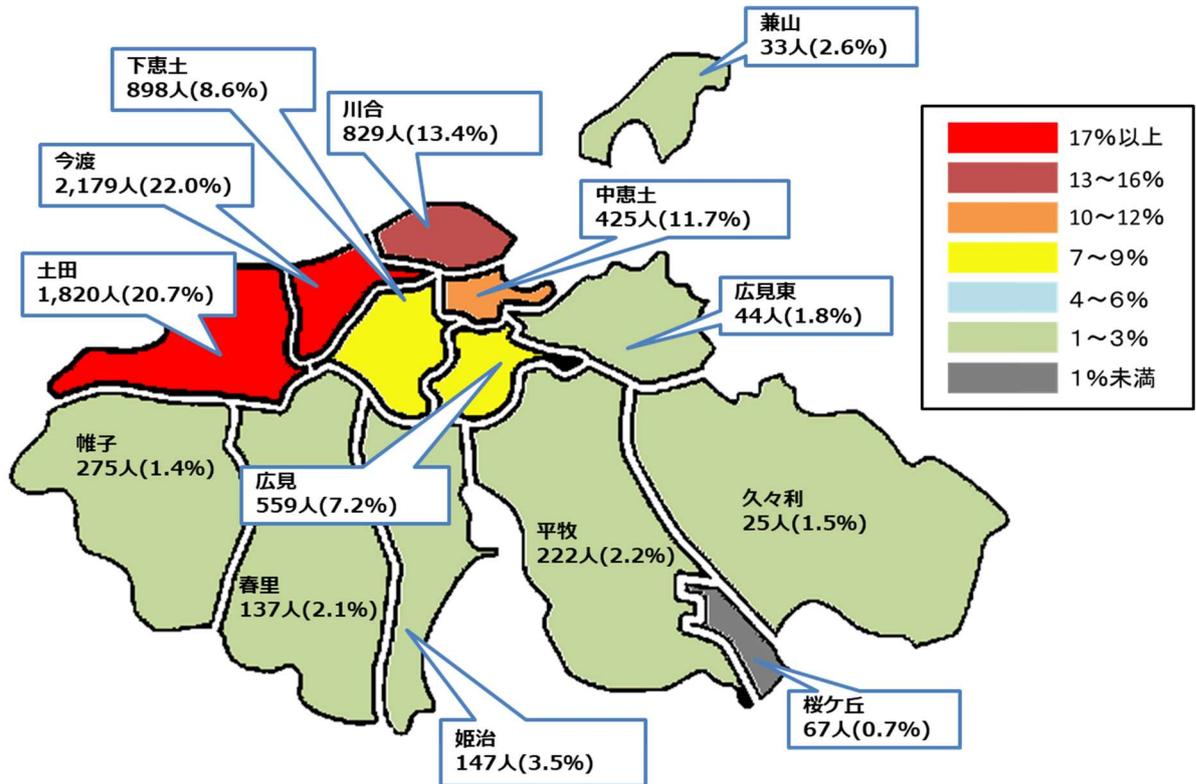
（資料：市民課）

外国籍市民の地区別内訳を見ると、今渡地区と土田地区がそれぞれ 2,179 人、1,820 人と最も多く、全体の半数近くの 52.2% を占めています。次いで、下恵土、川合、広見、中恵土地区と続き、この 4 地区で 2,711 人、全体の 35.4% を占めており、この 6 地区に集住していることが分かります。

可児市の地区別外国籍市民数（平成 31 年（2019 年）4 月現在）（資料：市民課）



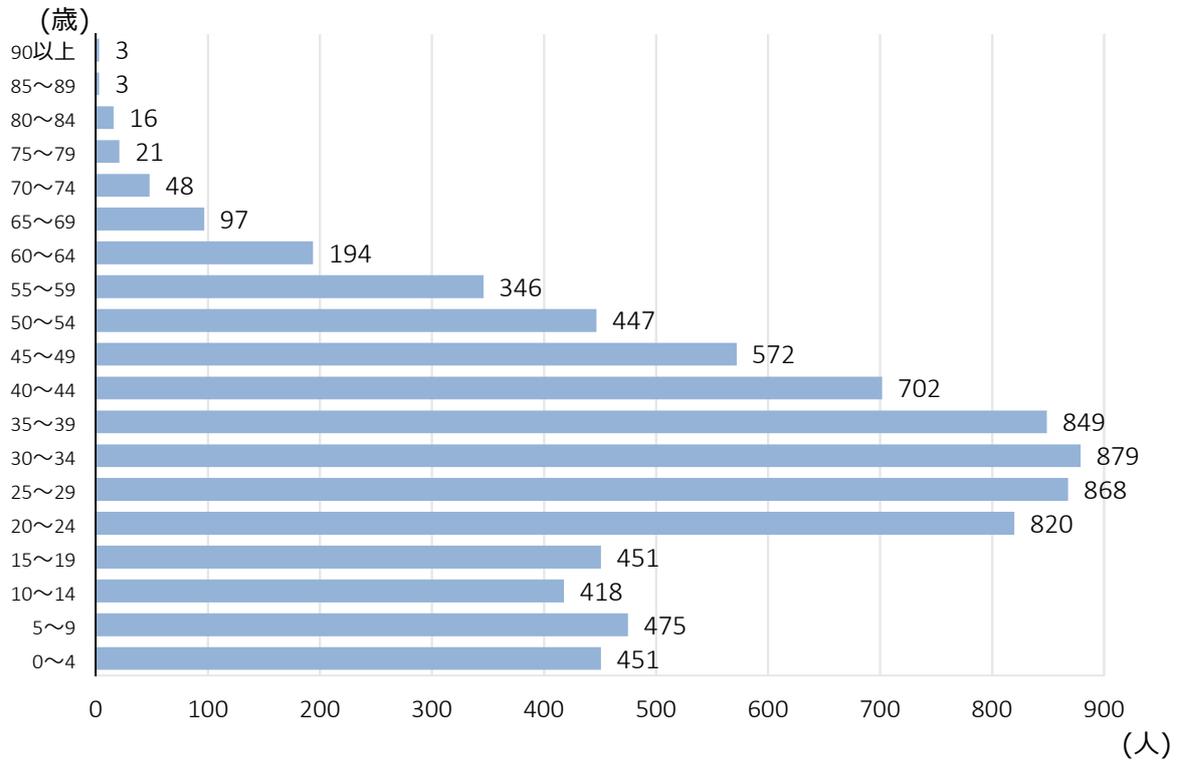
地区別外国籍市民比率 (%)



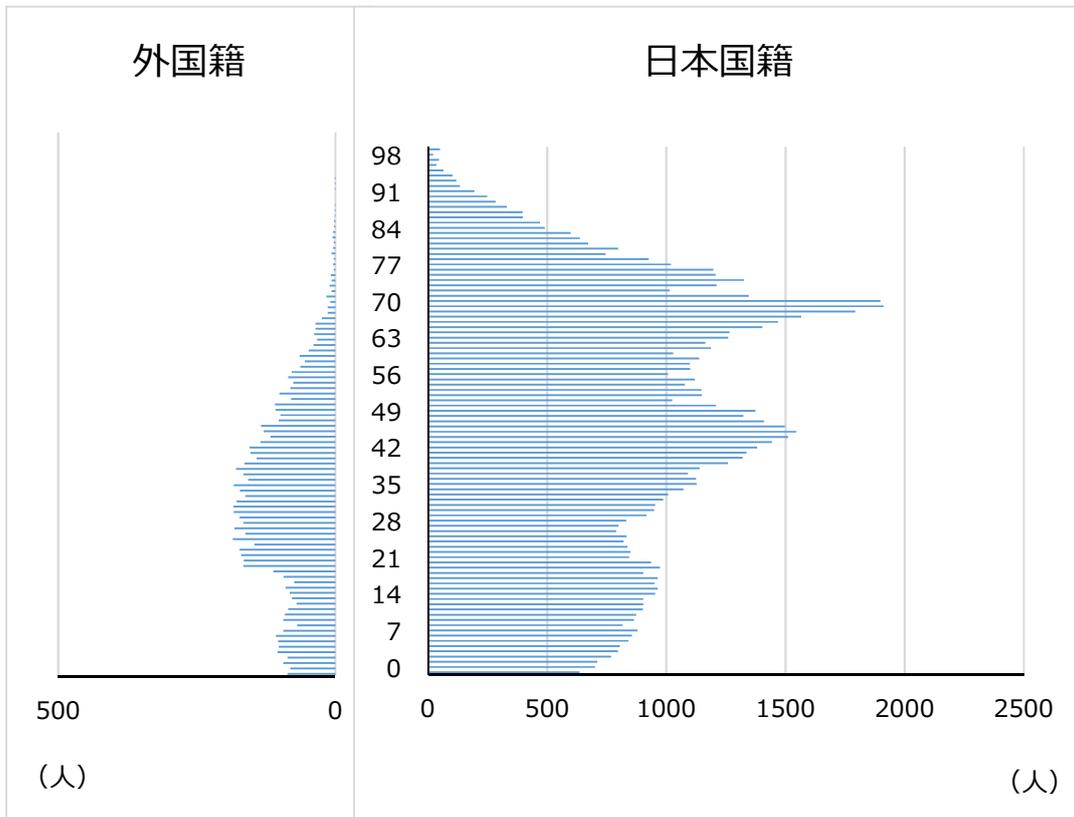
(資料：市民課)

外国籍市民の年齢別構成を見ると、20 歳代から 40 歳代が最も多く、4,690 人で全体の 61.2% を占めています。平均年齢は 31.6 歳で、日本人の平均年齢 46.5 歳に比べ、若い世代の割合が高くなっています。(グラフ：次ページ)

可児市の年齢別外国籍市民数（平成31年(2019年)4月現在）（資料：市民課）



可児市の年齢別人口構成（平成31年(2019年)4月現在）

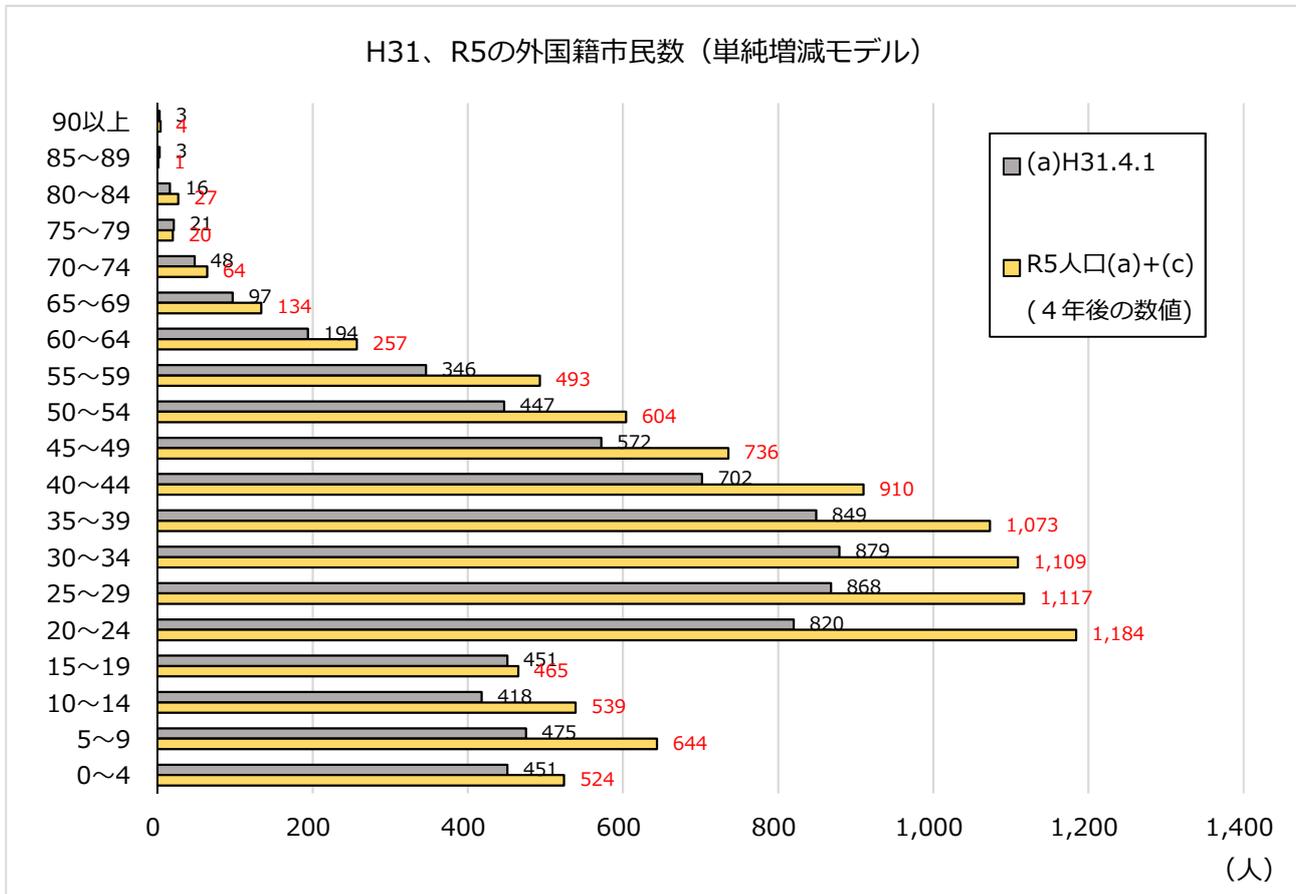


（資料：市民課）

(参考) 年齢別外国籍市民数の単純増減モデル (資料: 人づくり課)

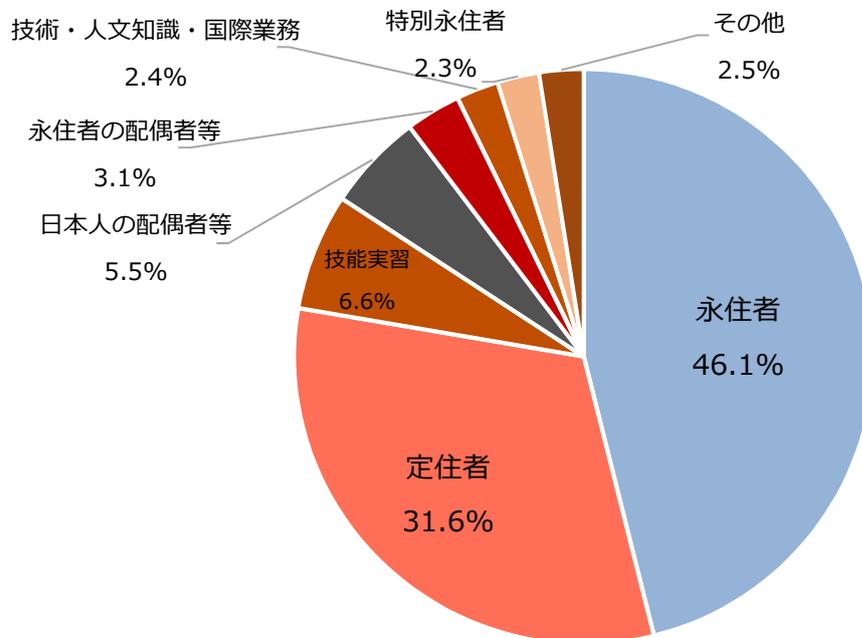
平成31年(2019年)4月1日の数に直近4年間の増減を加えたもの。(単位: 人)

年齢区分	(a)H31.4.1	(b)H27.4.1	(c)H31-H27 ((a)-(b)) 直近4年間の変化	R5人口(a)+(c) (4年後の数値)	備考
90以上	3	2	1	4	
85~89	3	5	-2	1	
80~84	16	5	11	27	
75~79	21	22	-1	20	
70~74	48	32	16	64	
65~69	97	60	37	134	
60~64	194	131	63	257	
55~59	346	199	147	493	労働者、扶養する子どもを持つ世代
50~54	447	290	157	604	
45~49	572	408	164	736	
40~44	702	494	208	910	
35~39	849	625	224	1,073	
30~34	879	649	230	1,109	
25~29	868	619	249	1,117	
20~24	820	456	364	1,184	就学対象年齢
15~19	451	437	14	465	
10~14	418	297	121	539	
5~9	475	306	169	644	未就学児
0~4	451	378	73	524	
計	7,660	5,415	2,245	9,905	



可児市の在留資格別外国籍市民の割合（平成 31 年(2019 年)4 月現在）

在留資格別では、永住者が 3,532 人、46.1%と最も多く、次いで定住者が 2,420 人、31.6%、技能実習が 503 人、6.6%になっています。



(資料：市民課)

永住者：法務大臣が永住を認める者であり、在留期間は無制限。

定住者：法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者であり、在留期間は5年を超えない期間（該当例、第三国定住難民、日系3世、中国在留邦人等）。

外国籍市民数及び人口割合[外国人集住都市会議会員都市及び可児市]

平成 31 年 (2019 年) 4 月 1 日現在

都市名	総人口 (人)	外国籍人口 (人)	外国籍割合 (%)	国籍別 1 位 人口 (人)	同 2 位 人口 (人)	同 3 位 人口 (人)
大泉町	41,841	7,688	18.4%	ブラジル 4,368	ペルー 985	ネパール 657
可児市 (平成 24 年退会)	102,078	7,660	7.5%	フィリピン 3,338	ブラジル 2,987	ベトナム 387
小牧市	152,816	9,323	6.1%	ブラジル 3,094	フィリピン 1,402	ベトナム 1,252
太田市	224,271	11,178	5.0%	ブラジル 3,063	フィリピン 1,664	ベトナム 1,517
豊橋市	376,181	17,601	4.7%	ブラジル 7,911	フィリピン 3,685	中国 1,469
豊田市	425,340	17,735	4.2%	ブラジル 6,531	中国 2,766	フィリピン 1,911
鈴鹿市	199,948	8,347	4.2%	ブラジル 3,051	ペルー 1,211	中国 961
亀山市	49,594	1,969	4.0%	ブラジル 656	ベトナム 317	中国 303
四日市市	311,431	9,690	3.1%	ブラジル 2,264	韓国 1,534	中国 1,507
津市	278,440	8,601	3.1%	ブラジル 2,171	中国 1,428	フィリピン 1,371
浜松市	802,728	24,433	3.0%	ブラジル 9,363	フィリピン 3,905	中国 2,611
上田市	157,480	4,052	2.6%	中国 978	ブラジル 808	ベトナム 451
飯田市	101,111	2,316	2.3%	中国 994	フィリピン 494	ブラジル 350
総社市	69,052	1,545	2.2%	ベトナム 759	ブラジル 243	中国 187

(資料：人づくり課)

(2) 外国籍児童・生徒数の状況

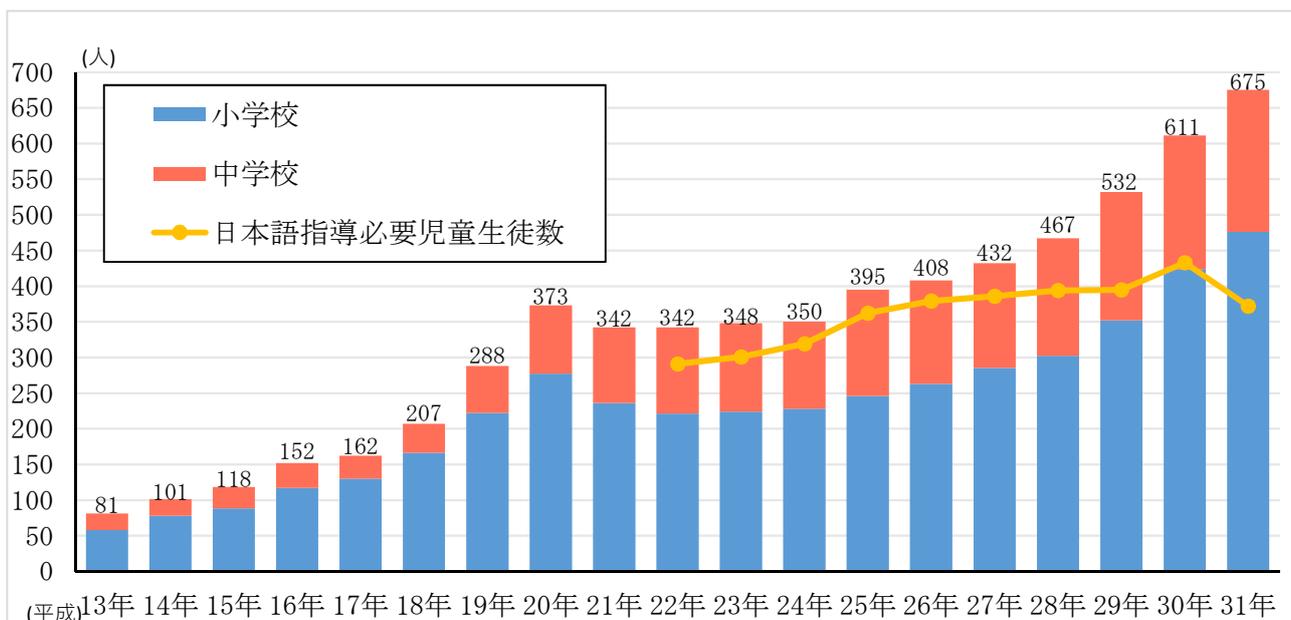
公立小中学校に在籍する外国籍児童・生徒数は平成13年(2001年)ごろから急増し、平成31年(2019年)4月には675人で、全児童・生徒数(8,234人)の8.2%になっています。平成20年秋の経済危機以降、一時減少に転じましたが、平成23年(2011年)からは特にフィリピンが年々増加しています。国籍別でフィリピンが345人と最も多く、外国籍児童・生徒数の51.1%を占め、次いでブラジルが301人、44.6%になっています。そのうち日本語指導を必要とする児童・生徒数は372人、国籍別では、フィリピン185人、ブラジル178人になっています。各学校の外国籍児童生徒には国際教室、国際通級教室の設置、通訳、支援員の配置により対応をしています。

可見市の学校別外国籍児童・生徒数の推移(各年度4月1日現在)

(単位:人)

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
今渡南	0	0	1	4	4	8	20	33	24	14	21	22	19	25	32	32	36	40	51
土田	32	48	47	39	38	53	59	80	69	76	71	63	63	68	78	84	106	124	126
帷子	0	0	1	6	5	2	4	4	2	1	2	3	1	0	1	1	5	8	7
春里	2	3	4	9	6	8	13	13	12	6	7	5	6	10	6	5	4	4	4
東明	0	0	0	0	1	0	1	1	1	3	0	3	4	3	3	0	0	2	0
旭	1	1	1	2	1	2	2	4	8	7	6	2	4	6	7	6	7	13	11
広見	7	5	3	10	12	17	30	30	31	27	28	31	33	34	28	30	39	51	56
南帷子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	1	2	2	2	2	2	4	8
桜ヶ丘	0	0	1	0	1	1	2	6	4	8	7	5	5	5	6	6	5	5	4
今渡北	16	21	30	47	62	75	91	106	85	77	78	92	107	108	120	134	142	168	205
兼山	-	-	-	-	0	0	0	0	0	1	2	1	2	2	2	2	6	4	4
小学校計	58	78	88	117	130	166	222	277	236	221	224	228	246	263	285	302	352	423	476
蘇南	21	20	24	29	26	34	55	78	80	89	94	89	118	121	123	137	155	161	162
中部	2	3	4	4	3	3	6	10	15	23	24	26	24	18	18	21	18	21	28
西可見	0	0	1	0	2	3	3	2	3	3	3	3	2	3	1	2	2	3	5
東可見	0	0	0	0	0	0	1	3	5	4	3	2	3	2	3	4	4	3	3
広陵	0	0	1	2	1	1	1	3	3	2	0	2	2	1	2	1	1	0	1
中学校計	23	23	30	35	32	41	66	96	106	121	124	122	149	145	147	165	180	188	199
合計(人)	81	101	118	152	162	207	288	373	342	342	348	350	395	408	432	467	532	611	675

(資料:学校教育課)



初めて公立小中学校に就学する外国籍児童・生徒を対象とした学校教育で必要な生活指導や、初期的な日本語指導を一定期間集中的に行う「ばら教室KANI」には、平成17年(2005年)4月の開設以来(14年間で763人)児童・生徒が修了しています。また、平成29年(2017年)に「ばら教室KANI」を増築し、定員が25名から35名に増加しました。

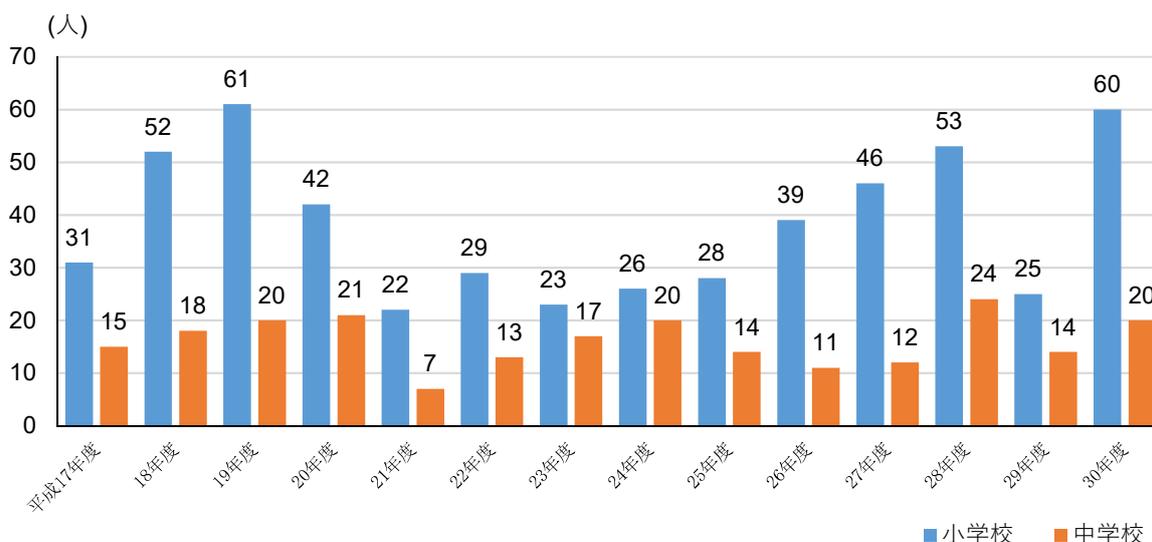
ばら教室KANIの修了児童・生徒数の年度別推移1

区分	学校別(人)		国籍別(人)					合計
	小学校	中学校	ブラジル	中国	フィリピン	日本	その他	
平成17年度(2005年度)	31	15	32	0	13	0	1	46
平成18年度(2006年度)	52	18	55	0	13	0	2	70
平成19年度(2007年度)	61	20	45	2	33	0	1	81
平成20年度(2008年度)	42	21	34	0	27	1	1	63
平成21年度(2009年度)	22	7	8	2	17	2	0	29
平成22年度(2010年度)	29	13	9	1	26	6	0	42
平成23年度(2011年度)	23	17	3	1	33	2	1	40
平成24年度(2012年度)	26	20	2	0	41	3	0	46
平成25年度(2013年度)	28	14	9	1	31	1	0	42
平成26年度(2014年度)	39	11	6	0	40	3	1	50
平成27年度(2015年度)	46	12	16	0	38	3	1	58
平成28年度(2016年度)	53	24	25	2	45	5	0	77
平成29年度(2017年度)	25	14	14	0	21	2	2	39
平成30年度(2018年度)	60	20	34	2	35	6	3	80
合計	537	226	292	11	413	34	13	763

(注)日本国籍児童・生徒数には、二重国籍児童生徒を含みます。

(資料:学校教育課)

ばら教室KAN I の修了児童・生徒数の年度別推移 2

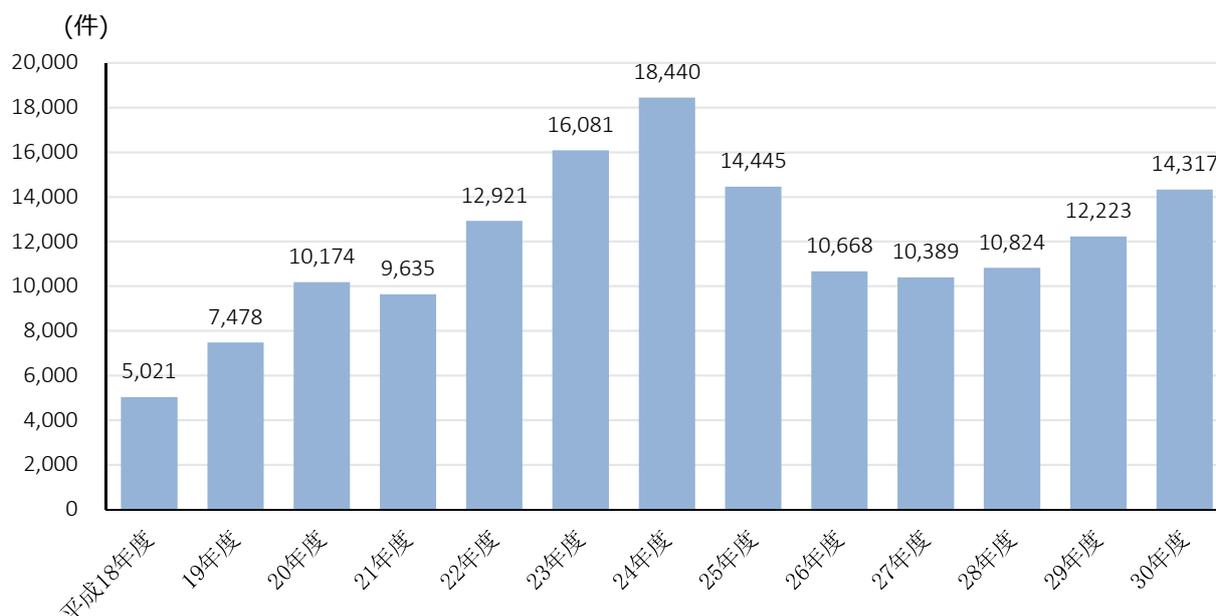


(資料：学校教育課)

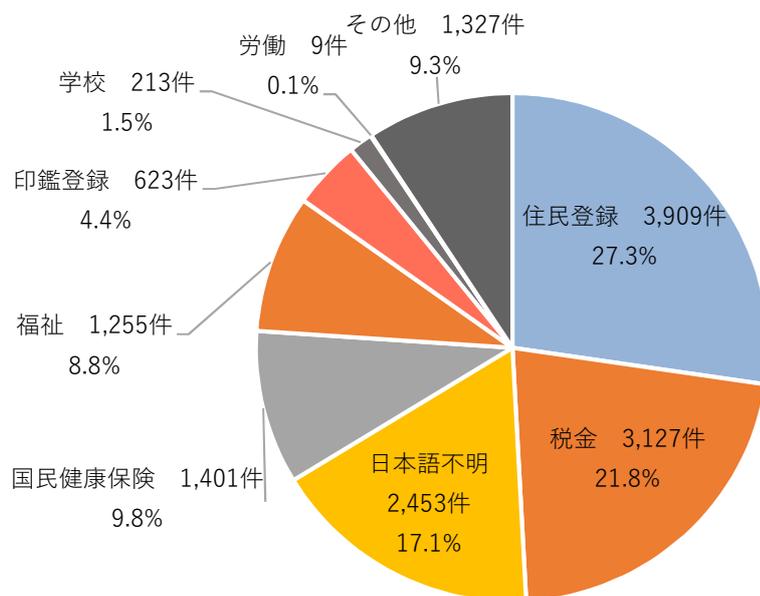
(3) 外国籍市民の生活相談の状況

市の外国籍相談窓口には国際交流員5名を配置し、ポルトガル語・英語・フィリピン語(タガログ語)による生活相談や通訳、翻訳業務を行っています。平成20年(2008年)秋の経済危機から年々相談件数が増えましたが、平成25年(2013年)度からは外国籍市民の減少や経済回復に伴って相談件数は減っています。しかしながら、外国籍市民が再度増加するに伴って件数が増えています。平成30年度(2018年度)の相談件数は14,317件で、相談内容を見ると、住民登録に関することが最も多く、3,909件で27.3%を占め、続いて税金、記載内容が分からない、国民健康保険に関することと続きます。

外国籍市民相談窓口における相談件数の年度別推移 (資料：人づくり課)



平成 30 年度 (2018 年度) 相談内容別件数



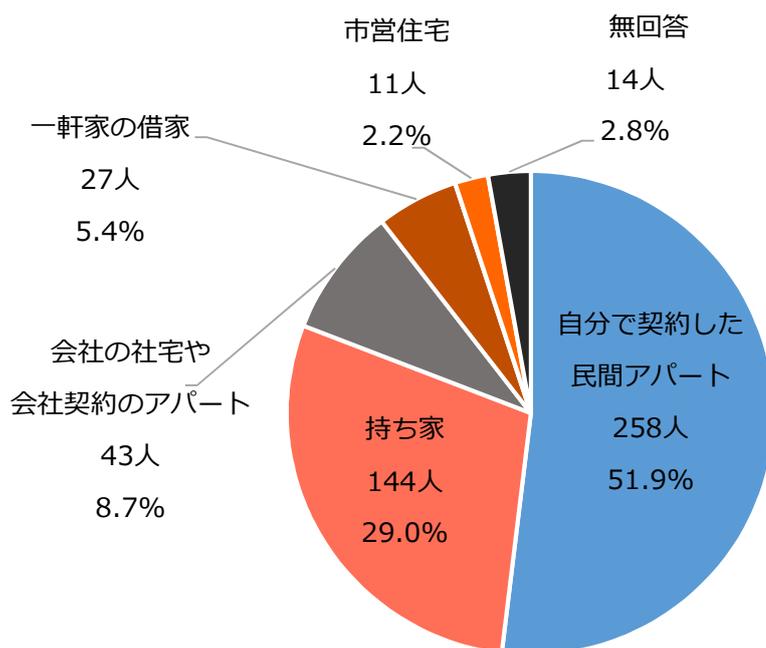
(資料：人づくり課)

(4) 外国籍市民の居住状況

平成 30 年度 (2018 年) に市内に住民登録している 16 歳以上の外国籍市民を対象に行った「可児市外国人市民意識調査」の結果を見ると、居住状況や日本語の理解などは、次のとおりです。(有効回収数 503 人)

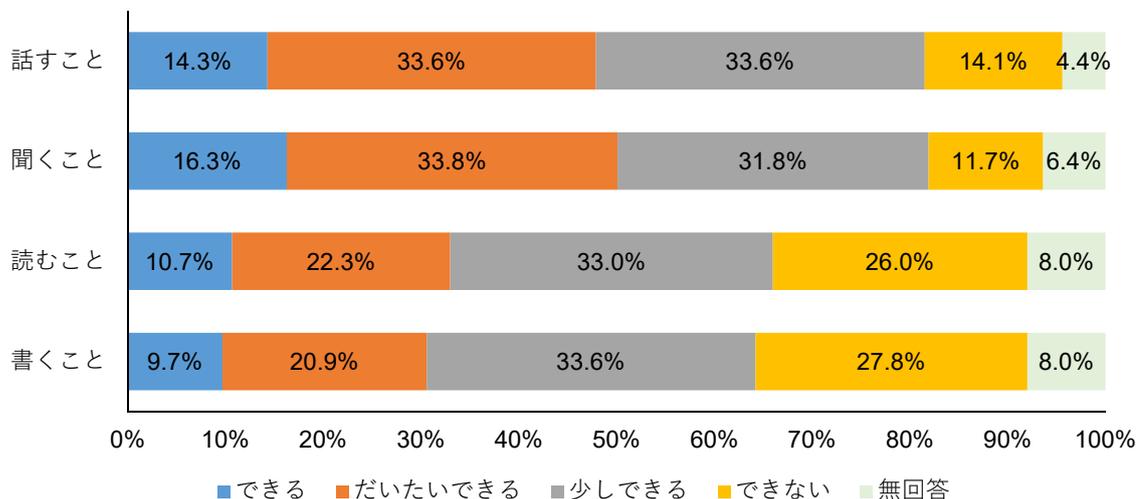
① 住宅について

住んでいる住宅の種類では、「民間の借家」が 51.9% で最も多く、次いで「持ち家」29.0%、「社宅・寮」8.7% になっています。



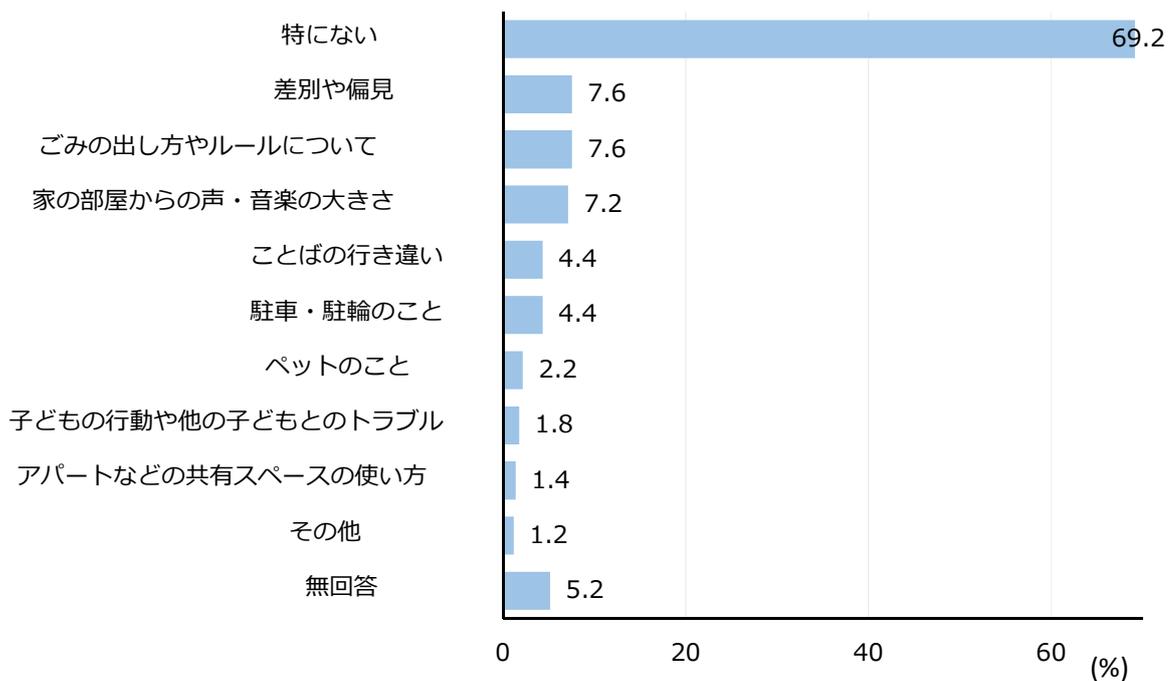
② 日本語の理解について

「話すこと」、「聞くこと」については、できる・だいたいできるが6割を超えています。 「読むこと」、「書くこと」については、できる・だいたいできるが5割を下回っています。



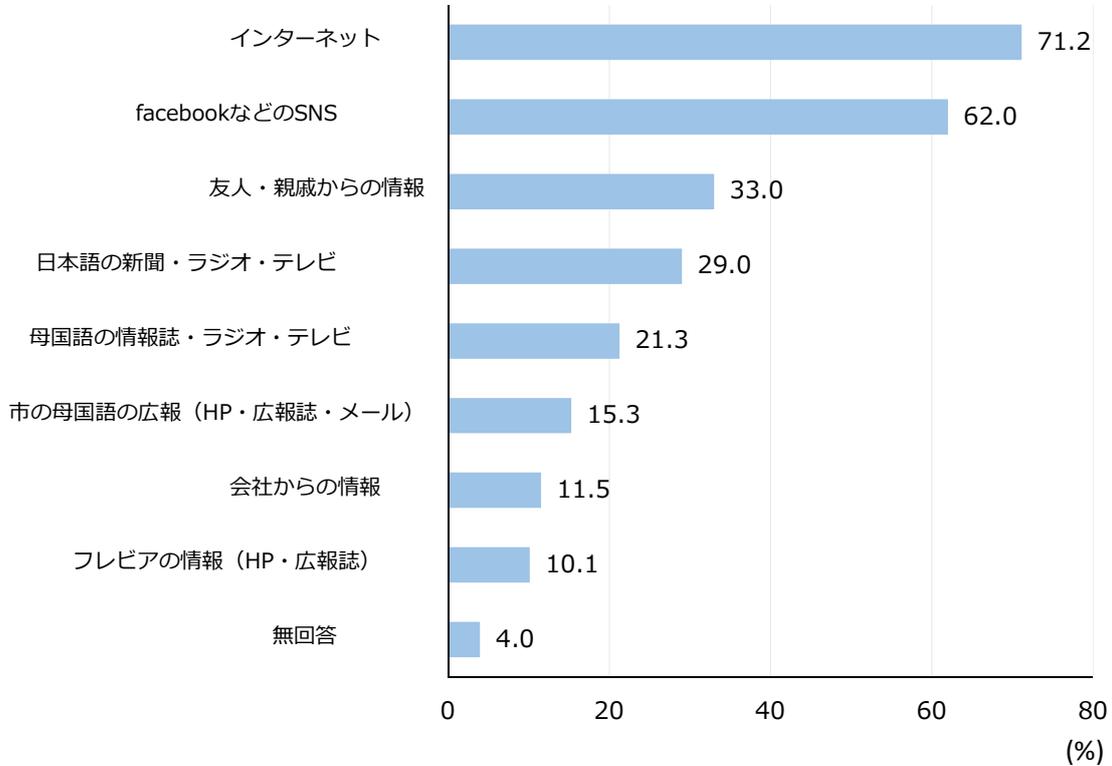
③ 日常の近所づきあいなどで困っていること

日本人との関係で困ったことは「特にない」69.2%と最も多く、次いで「差別や偏見」7.6%、「ごみの出し方やルールについて」7.6%と続きます。多くの方が日常と近所づきあいなどで困っていないと回答していますが、この背景として近所づきあいが少ないことなどが考えられます。

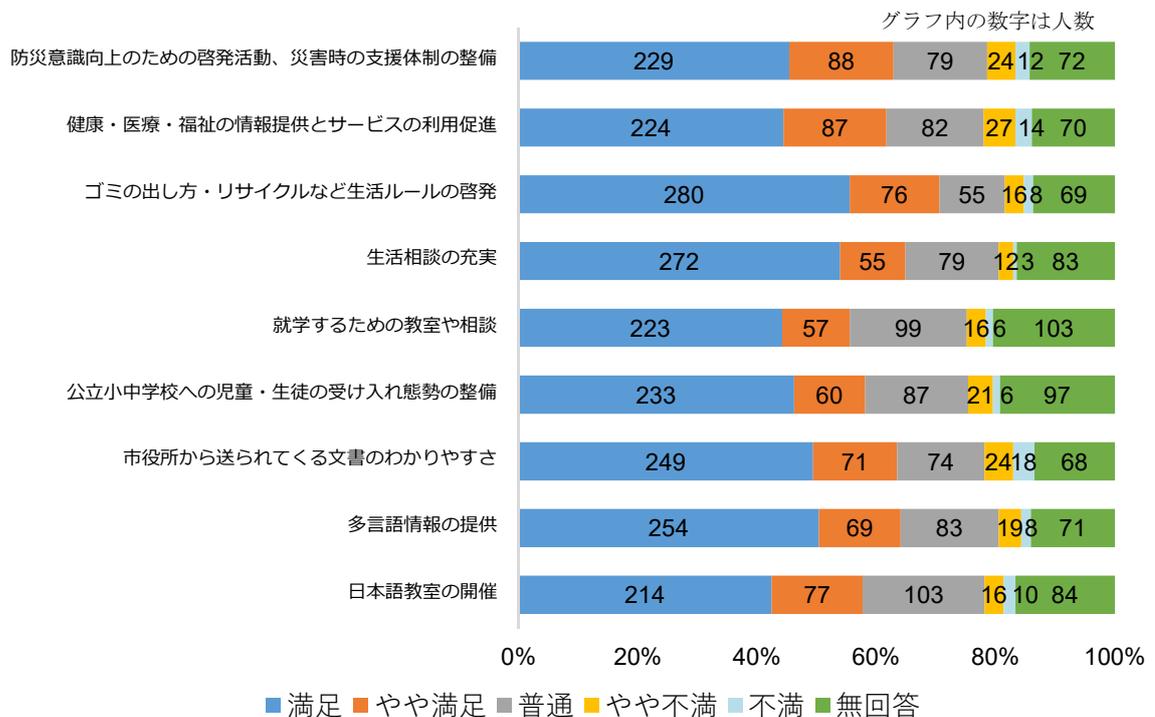


④ よく利用するメディア・情報源について

よく利用するメディアや情報源は「インターネット」71.2%と最も多く、次いで「フェイスブックなどのSNS（会員制のコミュニケーション・サービス）」62.0%、「友人・親戚からの情報」33.0%と続きます。

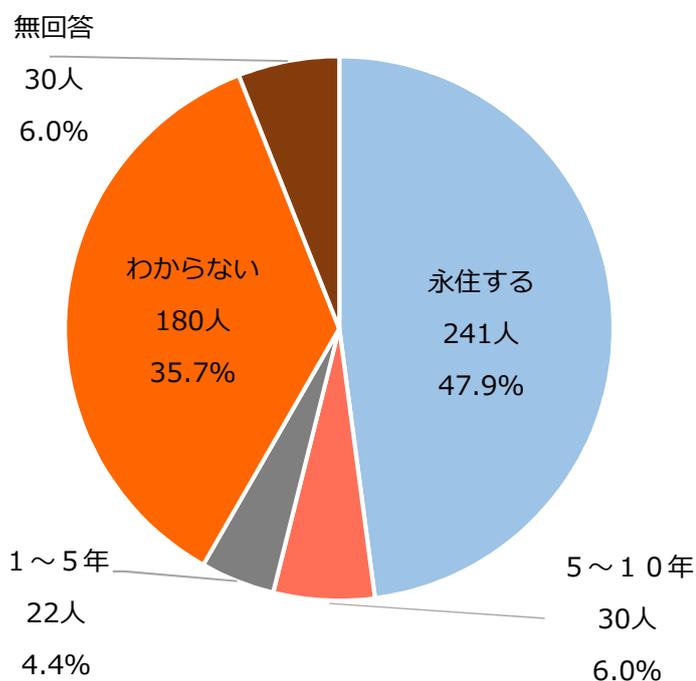


⑤ 可見市で行っている多文化共生の取り組みに対する満足度



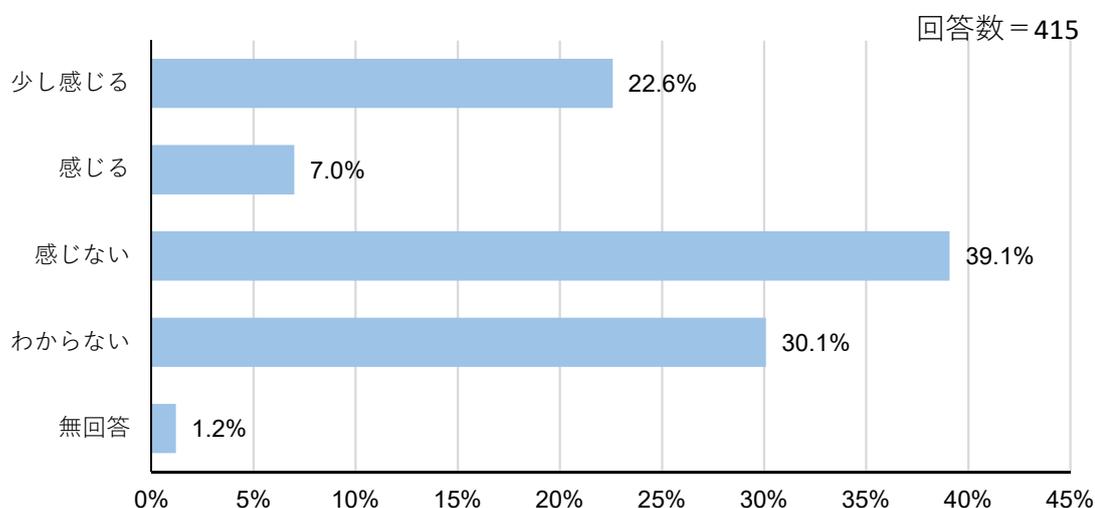
⑥ 日本での居住の意向について

今後、日本に住む予定は「永住する」が47.9%を占め、次いで「わからない」35.7%、「5～10年」6.0%となっています。

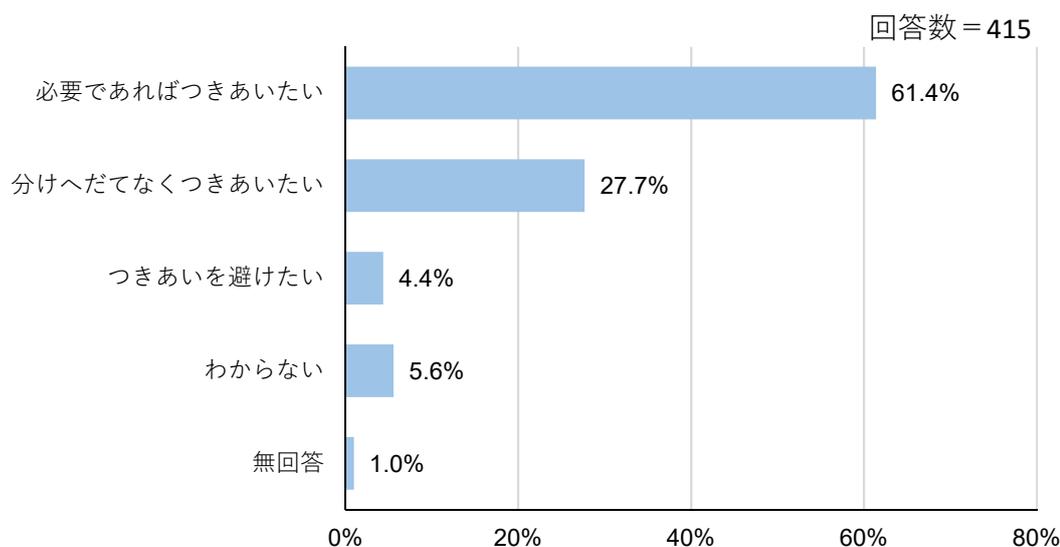


一方、平成30年(2018年)8月に可児市人権啓発センターが行った市民の人権意識調査の結果では、「外国人が日本で生活するうえで不利な取り扱いがあると感じている人」の割合が29.6%と比較的高くなっています。また共生に対する意識については、「その人個人を見きわめて、必要であればつきあいたい」、「文化の違いに関心を持ち、同じ人間として分けへだてなくつきあいたい」と答えた人が89.1%あり、全体的に見て外国籍住民について理解が高いことが分かります。

【外国人が日本で生活するうえで、不利な取り扱いがあると感じていますか】



【あなたの近所に外国人の人が住むことになった場合、あなたはどのように考えますか】



2. 国・県の取り組み

(1) 国の状況

1980年代、経済が世界的規模で進展して以降、国は指針を策定するなどして、地域の国際化を推進してきました。

増加した在住外国人への対応として、総務省は平成17年（2005年）6月に「多文化共生の推進に関する研究会」を設置し、在住外国人の定住化に伴う地域における多文化共生施策の推進について検討を行い、平成18年（2006年）3月には「多文化共生推進プログラム」を策定しました。そして地方公共団体においては、多文化共生を地域国際化の第3の柱として、地域の国際化を推進していくことが求められました。推進プログラムでは「コミュニケーション支援」、「生活支援」、「多文化共生の地域づくり」、「多文化共生の推進体制の整備」を柱として、多文化共生の取り組みを掲げています。

平成21年（2009年）1月には内閣府に「定住外国人施策推進室」を設置し、平成22年（2010年）8月に「日系定住外国人施策に関する基本指針」を策定しました。

平成21年（2009年）7月、出入国管理及び難民認定法等と住民基本台帳法の改正案が可決され、平成24年（2012年）7月には外国人登録制度が廃止され、新しく在留管理制度が始まりました。

また新たな在留資格「特定技能」を創設し、外国人労働者の受け入れを拡大することを目的に、平成31年（2019年）4月には改正入管法が施行されました。さらに、令和元年（2019年）6月には日本語教育の機会と拡充やそれに伴う国・地方公共団体の責務等を定めた「日本語教育の推進に関する法律」が施行されました。

(2) 岐阜県の状況

平成30年（2018年）12月末の岐阜県内の外国人登録者数は、53,445人で、国籍別ではフィリピン22.9%、中国21.9%、次いでブラジル20.4%、韓国・朝鮮7.8%となっています。

岐阜県は、平成元年（1989年）に地域の国際交流活動を支援する中核的組織として（財）岐阜県国際交流センターを設立しました。また、平成18年（2006年）5月に知事をトップとした岐阜県多文化共生推進本部を設置し、平成19年（2007年）には多文化共生社会の形成に向けて基本的な方向を明らかにするため、岐阜県多文化共生推進基本方針を策定しました。基本方針では「言葉の壁」、「制度の壁」、「心の壁」を取り除き、県民が互いの文化や考え方を理解し、互いの人権を尊重するとともに、安心して快適に暮らすことのできる地域社会（多文化共生社会）の実現を目指しています。この基本方針は、策定から5年経過した平成24年（2012年）、さらに5年後の平成29年（2017年）に、外国人と彼らを取り巻く状況の変化に対応するため、改定を行いました。また、令和元年（2019年）5月に岐阜県国際交流センターに岐阜県在留外国人相談センターを設置し、14言語による行政通訳サービスを行っています。

3. 可児市等の取り組み

（1）可児市の状況

2000年代前半から外国籍市民の増加と定住化の進展に伴い、生活していくうえで、言葉の問題をはじめ、教育・労働・医療などの面でさまざまな課題が地域で顕在化してきました。

本市の国際化に向けての取り組みが明確になったのは、平成12年（2000年）の可児市国際化施策大綱の策定以降です。市では国際交流員を配置し、多言語による行政情報の提供や母語による相談窓口の設置、国際交流や多文化共生の拠点整備など地域の国際化を推進してきました。

国籍に関わりなく市民の交流を促進し、文化や習慣などの違いについて相互理解を深め、多様な文化を持つ人々が共に生きる地域の社会の形成に資することを目的に、平成19年度（2007年度）に可児市多文化共生センターを建設しました。平成20年（2008年）4月から可児市国際交流協会を指定管理者に指定し、管理運営をしています。

また平成23年（2011年）に「可児市多文化共生推進計画」を策定、国籍にかかわらず地域で暮らす同じ生活者という認識のもと、互いの文化的違いを認め合い、地域社会を築いていく一員として、共に生きていくという多文化共生の視点から地域の国際化を推進しています。

（2）可児市国際交流協会の状況

可児市国際交流協会は、平成12年（2000年）5月に市民主体により設立され、国際化が日常化された地域社会の実現を目指し、語学講座、「外国人のための日本語教室」の開催、「外国人の子どもの就学支援」をはじめ、国際交流イベントなどを実施してきました。

平成20年（2008年）1月には、多文化共生社会の構築に寄与することを目的に特定非営利活動法人可児市国際交流協会を設立しました。

また、地域国際化の拠点施設として市が平成19年（2007年）に建設した多文化共生センターの指定管理者として、平成20年（2008年）4月のオープン時から当センターの管理運営及び多文化共生社会の形成に向けて、生活支援事業、市民交流イベントや国際理解・語学学習など多文化共生に関わる事業に取り組んでいます。

平成 27 年（2015 年）度からは、指定管理業務や自主事業のほかに、市の委託事業として「定住外国人の子どもの就学支援」や「グローバル人材育成」など若年齢層への支援を実施しています。

市および可見市国際交流協会の取り組みの経緯

年度	可見市	国際交流協会
平成 3 年 (1991 年)	土田小学校に日本語適応指導教室を開設	
平成 7 年 (1995 年)	北マリアナ諸島ロタ島と友好都市提携を締結 今渡北小学校に日本語適応指導教室を開設	
平成 8 年 (1996 年)	市民講座「外国人のための日本語講座」を開講	
平成 11 年 (1999 年)	蘇南中学校に日本語適応指導教室を開設 可見市国際化対応市民懇話会を設置 可見市国際交流協会設立準備委員会を設置	国際交流協会設立世話人会発足 国際交流協会設立世話人会において、ポルトガル語、スペイン語、ハングル、中国語の語学講座を開講
平成 12 年 (2000 年)	秘書課に国際交流員 1 名を配置 可見市国際化施策大綱を策定 ポルトガル語版広報かにを発行	可見市国際交流協会を設立 市の委託により「外国人のための日本語教室」を開講 日本語教育ボランティア養成講座を開講
平成 13 年 (2001 年)	外国人相談窓口を設置 可見市第三次総合計画を策定 外国人集住都市会議に参加	日本語夜間教室を開講 外国人の子どものための日本語広場を開講
平成 14 年 (2002 年)	まちづくり推進課に国際交流員 1 名を配置 外国人雇用企業連絡協議会を設置	自主テレビ番組ビデオ「在住外国人のこどもたちの今は」を制作 外国人の子どもの就学状況アンケートを実施 在住ブラジル人児童生徒の教育シンポジウムを開催
平成 15 年 (2003 年)	外国人の子どもの教育環境に関する実態調査を実施(平成 15 年 4 月～平成 17 年 3 月)	外国人の子どもの教育環境に関する実態調査を実施(市等と協働) ブラジル人学校、外国籍在籍小学校に日本語指導員を派遣 外国人のための法律・健康・生活相談を実施 ポルトガル語の情報誌「UNIDOS」を発行
平成 16 年 (2004 年)	在住外国人支援推進会議を設置 外国人相談窓口国際交流員 2 名を配置 土田保育園にポルトガル語通訳者 1 名を配置	「共に育むふれあい交流都市をめざして可見市の試み」を発行 外国人の子どものための進路・教育ガイダンスを開催

平成 17 年 (2005 年)	まちづくり推進課に国際交流員 3 名を配置 ポルトガル語版生活ガイドブックを発行 ポルトガル語版・英語版ホームページ開設 ばら教室 KANI を開設 広見小学校に国際教室を開設、通訳サポーター、外国人児童・生徒コーディネーターを配置	外国人の子どもの教育環境に関する実態調査報告書を発行 2005 国際フェスティバル IN 花フェスタを開催 外国人の子どもの高校進学奨学金制度を創設
平成 18 年 (2006 年)	外国人雇用関連企業との連絡会を設置 多文化共生に関するアンケート調査を実施 (国際交流協会と協働) 外国人児童生徒・保護者への進路説明会を開催 外国人派遣会社との懇談会を設置	外国人の子どもの教育環境に関する実態調査ダイジェスト版を発行 可児市外国籍市民会議を設置 多文化共生フェスティバル IN KANI を開催
平成 19 年 (2007 年)	可児市多文化共生センターを建設 英語版 広報かに を発行 ポルトガル語、英語の広報メール配信開始 災害時緊急メールにポルトガル語、英語を追加 英語版生活ガイドブックを発行	FM でんでんポルトガル語放送を開始 (平成 21 年 (2009 年) 10 月終了) 「外国人の子ども調査から各地に学ぶ」交流フォーラムを開催 特定非営利活動法人可児市国際交流協会設立総会を開催 地方自治法施行 60 周年記念式典において「地方自治の発展に寄与」で総務大臣表彰
平成 20 年 (2008 年)	多文化共生センター「フレビア」を開設し管理運営を国際交流協会に委託 外国人相談窓口国際交流員 4 名 (うち正職員 1 名) を配置 在住外国人の転出等にかかる手続要綱施行 多言語生活支援、多文化共生啓発 DVD 作成	特定非営利活動法人可児市国際交流協会設立多文化共生センター「フレビア」の管理運営を開始 就学年齢を超えた外国人生徒の就学進学支援教室「希望教室」を開設 医療通訳ボランティア講座を開講 (県国際交流センターと共催)
平成 21 年 (2009 年)	外国人の子どもの就学支援基金を設置 外国人離職者子弟緊急就学支援金交付事業を開始 (2 月～12 月) キャリアアップハローワーク可児に外国人ワンストップ雇用サービスコーナーを開設 (ハローワーク) 日系人就労準備研修開講 (ハローワーク)	災害時通訳サポーター研修を開講 在住外国人緊急支援活動 (食料支援) を開始 外国人向け介護ヘルパー級資格取得研修講座 外国人向けフォークリフト技能講習を開講 弁護士による無料相談会を開設 地域福祉フォーラム「在日外国人の健康と地域社会」開催 定住外国人の子どもの就学支援「虹の架け橋」事業を受託 (平成 26 年 (2014 年) まで) フィリピン人向け情報誌を発行
平成 22 年 (2010 年)	あんしん賃貸支援事業を開始	地域を知る学びツアーを開催 仕事のための日本語講座を開講 母語教室 (ポルトガル語)、外国人児童生徒の就学前準備指導「ひよこ教室」開設 保護者への日本語教室開講

平成 23 年 (2011 年)	可児市多文化共生推進計画を策定 外国人市民意識調査を実施	フレビアだより発行開始 演劇による災害時支援事業及び防災ワーク ショップのファシリテーター養成講座実施 外国人への災害時支援を考えるシンポジウム 開催 ブラジル人学校における進路ガイダンス及び 職場体験実施
平成 24 年 (2012 年)	多文化共生センターにおいてフレビア カフェを開催（7月～月1回） フェイスブックを開設	プレスクール指導者養成講座及び中高生の ためのポルトガル語講座を開催 企業内日本語教室を開催 日本語教育シンポジウムを開催 メールマガジン月2回配信 ボランティアブログ開設 フレビアのフェイスブック活用開始
平成 25 年 (2013 年)	外国人市民懇話会を開催	中学校卒業程度認定試験対策教室及び高校進 学者のための日本語支援教室を開催 ご近所つきあいのマナー講座など実施 日本語教育シンポジウムを開催 子どものためのポルトガル語で学ぶ英語教室 開講
平成 26 年 (2014 年)	外国人市民意識調査を実施 岐阜県内外国人集住3市意見交換会を 実施	日本語見本市を開催 在住外国人の自立に向けた地域参加促進事業 「防災まちあるき」プログラム作成 演劇ワークショップ&発表会と座談会開催 「歌うまカラオケ・ダンス大会」開催
平成 27 年 (2015 年)	「定住外国人の子供の就学促進事業」の 実施（国際交流協会に事業委託） グローバル人材育成事業の実施（国際交 流協会に事業委託）	多文化共生地域リーダー育成事業の実施 自主事業としてフレビアカフェを運営 「定住外国人の子供の進学促進事業」を可児 市の委託により実施 英国の劇団所属のファシリテーターによる演 劇ワークショップを開催 「外国籍等児童生徒等教育支援事業」を多治 見市の委託により実施
平成 28 年 (2016 年)	可児市多文化共生推進計画を策定 「外国人向け親育て・子育て支援事業」 「みんなで作る多文化共生のまち可児 プロジェクト」の実施（国際交流協会に 事業委託）	「外国人向け親育て・子育て支援事業」、 「みんなで作る多文化共生のまち可児プロ ジェクト」を可児市の委託により実施 青少年のためのポルトガル語・タガログ語で 英語講座の実施 HEAT プロジェクトで青少年のキャリア教育等 実施（企業寄付事業）
平成 29 年 (2017 年)	セブン銀行と多文化共生の推進に関する 協定書を締結 「ばら教室 KANI」を増築	ライブプランと性教育ワークショップ、ワー クショップファシリテーター養成講座、地域 リーダー養成プログラムを開催 加茂高校定時制にて「日本語ワークショッ プ」の協力 シチズン CSR 活動「ファーストウォッチ」つ くり

<p>平成 30 年 (2018 年)</p>	<p>「在住外国人のライフプランとキャリア支援事業」の実施（国際交流協会に事業委託） 外国人市民意識調査を実施 平成 29 年度文化庁長官表彰受賞（文化芸術創造都市部門）</p>	<p>フィリピノ語指導者養成講座、ポルトガル語指導者養成講座、子どものフィリピノ語講座、子どもの中国語講座を開催 「在住外国人のライフプランとキャリア支援事業」を市の委託により実施 シチズン時計(株)飯田殿岡工場見学 「夜間中学の必要性を考えるシンポジウム」開催</p>
<p>令和 元年 (2019 年)</p>	<p>外国籍市民相談窓口の拡充</p>	<p>外国人指導者のための日本語指導能力強化研修、母語で文化を教える研修を実施 高校進学支援教室修了生の追跡調査を実施</p>

第3章 基本的な考え方

1. 基本理念

みんなで作る 多文化共生のまち 可児

国籍や民族などの違いにかかわらず、多様な文化や習慣を持つ市民が、互いの多様性を尊重し合い、地域社会を構成する生活者として地域社会に参画し、誰もが地域への愛着と夢を持って、共に安心して暮らせる多文化共生のまちをみんなで作ります。

2. 施策の柱

I 「言語における共生」

地域社会において安心して共に暮らしていくうえで、言語の習得及び生活に必要な情報を正しく理解することが必要不可欠であることから、日本語及び母語の学習の機会を広げるとともに多様な言語に対応した情報の提供を進めます。

II 「子どもの教育における共生」

子どもたちが、日本の社会で自信と誇りを持って健やかに育ち、将来、日本社会だけでなく母国社会でも夢と希望を抱いて活躍できるよう、誰もが等しく基礎的な教育が受けられる教育環境の整備と就学支援を進めます。

III 「暮らしにおける共生」

同じ地域社会で暮らす生活者として共に支え合い、安心して安定した生活を送ることができるよう、互いの文化や生活習慣に配慮した暮らしやすい生活環境の整備と生活支援を進めます。

IV 「地域社会における共生」

国籍や民族などの違いにかかわらず、互いの人権を尊重し合い、交流と連携を深めながら地域社会の一員として主体的に参画し、まちづくりのパートナーとして知識や能力が発揮できる地域づくりを進めます。

3. 基本施策

I 「言語における共生」

1 言語の学習支援

外国籍市民等が地域社会で自立した生活を送るために必要な日本語及び母語が習得できるよう、学習機会の拡充と多言語指導の体制を充実します。

2 多言語情報等の提供

外国籍市民等が地域社会で生活していくうえで必要となる情報の多言語化や、やさしい日本語の活用を推進し、正しい情報が確実に伝わるよう情報の伝達手段を拡充します。

II 「子どもの教育における共生」

1 教育環境の整備

外国籍の子どもの教育を受ける機会を保障し、公立小中学校における外国籍児童生徒の受入体制の整備を推進します。

2 就学支援の推進

地域社会における外国籍の子どもの就学についての関心を高め、地域ぐるみで就学支援を推進します。

III 「暮らしにおける共生」

1 相談体制の充実

外国籍市民等が地域社会で生活していく中で生じるさまざまな問題や生活相談に対応するため、相談窓口の充実と関係機関との連携を推進します。

2 生活基盤の充実

外国籍市民等の安定した生活基盤を確保するために必要な居住環境や労働環境の整備を推進します。

3 社会基盤の充実

誰もが健康で、安心して暮らしていくために必要不可欠な医療・保健・福祉に関するサービスが円滑に受けられる環境を充実します。

4 防災体制の充実

外国籍市民等の防災意識の向上と、災害発生時に地域社会において適切かつ迅速な対応と支援ができる体制の整備を推進します。

IV 「地域社会における共生」

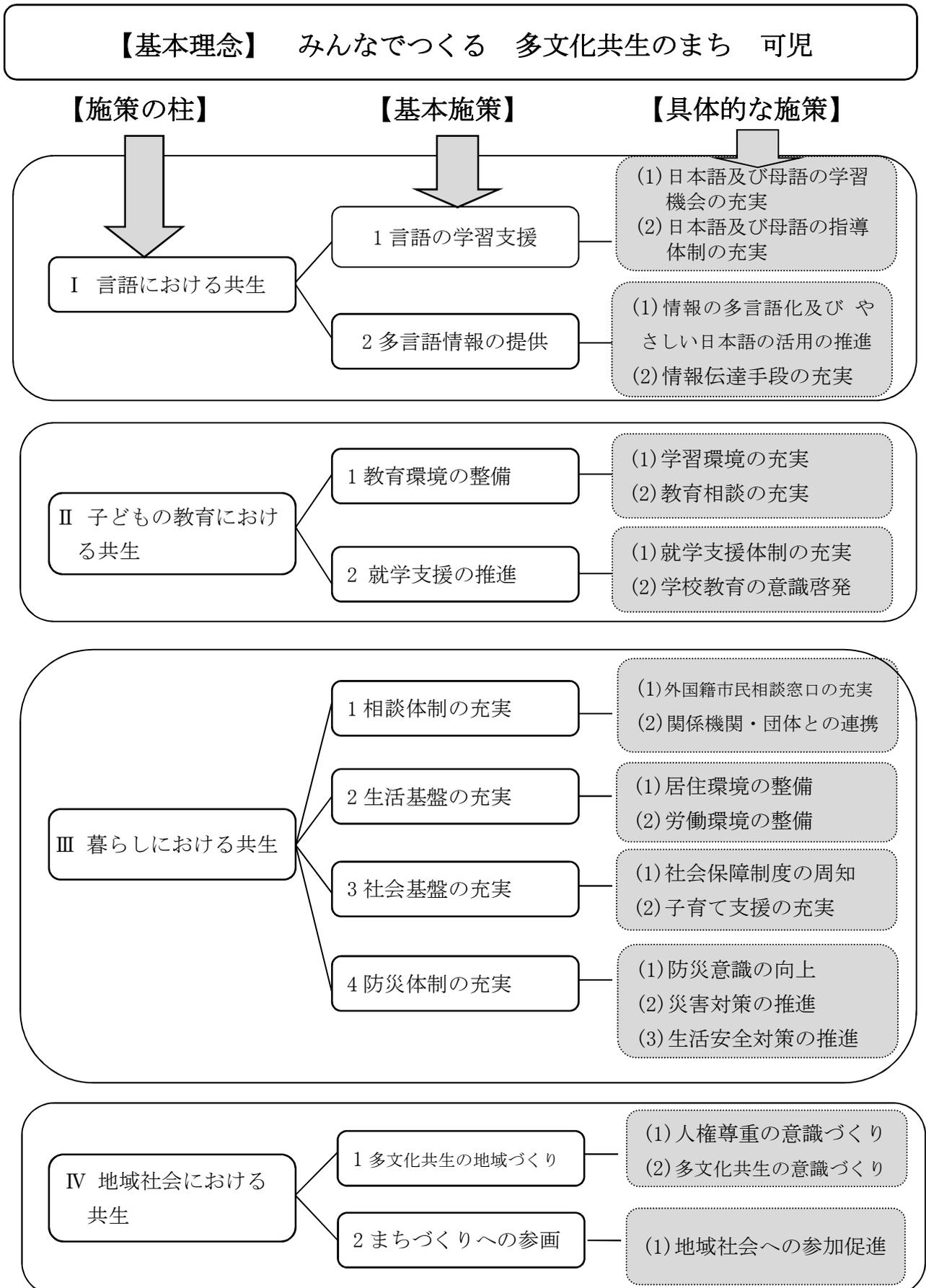
1 多文化共生の地域づくり

市民一人ひとりが互いの文化や価値観の違いについて相互理解を深め、人権を尊重し合いながら共に暮らしていける多文化共生の意識づくりを推進します。

2 まちづくりへの参画

地域社会を構成する重要なパートナーとして外国籍市民等の参画を促し、意見をまちづくりに反映することができる仕組みづくりを推進します。

4. 施策の体系



5. 重点施策

外国籍市民の増加及び多国籍化し続けている中、基本理念の「みんなで作る 多文化共生のまち 可児」を実現するうえでは、市民ひとりひとりの多文化共生の機運の醸成が必要です。

また、今まで取り組んできた、外国籍児童生徒の学習保障事業、外国籍市民相談窓口の開設、多言語行政情報の発信などの業務を引き続き実施することはもちろん、外国籍市民が過去最高を記録（8,089人、令和2年（2020年）1月）し、今後も多国籍化が進むと予測されるなか、これまで以上に住みやすいまちづくりを推進することが必要です。

そのために、今回の可児市多文化共生推進計画においては次の通り、重点施策を位置付けます。

(1) 「やさしい日本語の普及」 (I-2)

- ・近年多国籍化が進んでいますが、全ての言語への通訳の配置は困難であることから「やさしい日本語」の活用は重要な施策です。
- ・日本語が十分に理解できない外国籍市民等に対して、日常生活に必要な情報を正確に伝え理解してもらうために、難しい単語や表現を使わない「やさしい日本語」の活用を推進します。

(2) 「災害時の情報伝達の充実」 (III-4)

- ・外国籍市民等の多くが地震や大規模災害を経験したことがなく、防災に関する知識の普及と啓発が必要になっています。一方で、言葉の違いから災害発生時に各種警報などの情報が的確に伝わらないことが予測されます。
- ・可児市多文化共生センターでは、災害の際に「災害時多言語支援センター」として多言語ややさしい日本語による情報発信を行っていますが、今後も災害発生時の災害情報や支援情報の発信について拡充を行います。

この2施策は、災害時に「やさしい日本語」による「災害情報の提供」というように密接に関連する施策でもあります。

第4章 具体的な施策

I 「言語における共生」

1 言語の学習支援

(1) 日本語及び母語の学習機会の充実〔I-1-(1)〕

【現状と課題】

- ・雇用情勢の変化により、日本語の基礎的な理解力がないと安定した職業に就くことが難しくなっています。
- ・外国人市民意識調査(平成30年(2018年)11月実施：以下同じ)では、「話すこと」、「聞くこと」ができる・だいたいできるが約50%、「読むこと」、「書くこと」については、できる・だいたいできるが約30%であり、外国籍市民等の日本語能力が十分とは言えません。また、そのことによる地域とのコミュニケーション不足から、日常生活を送るうえでさまざまな課題が生じています。
- ・可児市多文化共生センターにおいて、可児市国際交流協会が学習者の能力のレベルや需要に応じた日本語教室を開催しています。
- ・就労環境の変化に伴い、日本語教室の参加者が変動していることから、生活スタイルに合わせた日本語学習機会の提供を充実していく必要があります。
- ・日本で生まれ育った外国籍の子どもや若い世代には、日本語の日常会話はできても母語の理解力の低下が見受けられます。
- ・日本語に加えて母語を学習することが、外国籍市民等のアイデンティティの確立につながり、就労にも有利になることがあります。
- ・平成31年(2019年)4月の改正入管法施行に伴い、新たな在留資格が設置され、今までは少なかった生活スタイルの人が増えることが予想されるため、需要に合った日本語教室の整備が必要です。

【方向性】

外国籍市民等が自立し、地域に溶け込んで生活していくうえで必要な日本語能力及び学習者の多様な要望に応じた日本語を習得することができる日本語学習機会の充実を図ります。

若い世代への母語教育を実施し、家庭内コミュニケーションの向上を図ります。

【推進事業の内容】

項目	内 容	主な取り組み主体
		関係課・団体等
1	多文化共生センターや地域における日本語及び母語教育の実施 ・日本語教室(日常会話・読み書きの基本学習)の開催 ・日本語多様化教室等(日本語能力のレベルアップ)の開催 ・母語教室の開催	国際交流協会
		市(人づくり課) NPO・ボランティア団体等、外国籍コミュニティ団体

2	外国籍労働者雇用企業や地域における日本語教室への支援 ・外国籍労働者雇用企業への日本語教室開催の働きかけ ・外国籍市民集住地区での日本語教室開催の支援	市（人づくり課）
		市（産業振興課、地域振興課）、国際交流協会、NPO・ボランティア団体等、企業・事業者
3	日本語教室の開催情報の広報及び周知 ・外国語版広報紙、広報メール等による周知 ・外国籍市民相談窓口での周知	市（人づくり課）
		市（市民課、学校教育課） 国際交流協会、企業・事業者

(2) 日本語及び母語指導体制の充実〔I-1-(2)〕

【現状と課題】

- ・外国籍市民等の日本語及び母語の学習の需要や能力はさまざまであり、指導者の充実が望まれています。
- ・可児市国際交流協会では、言語の指導講師やボランティアの登録を行っていますが、実際に活動できる指導スタッフが不足しています。
- ・国際交流協会は、地域日本語学習支援者養成講座を開催し、生活者として必要とされる日常的な日本語を教えることができる人材の育成を図っています。
- ・国際交流協会が開催する日本語及び母語の教室では、コーディネーターが重要な役割を担っており、地域と学習者をつなげます。
- ・国際交流協会では、日本語及び母語の学習支援のために教育コーディネーターと教室コーディネーターを配置していますが、教室に関わる人の中で、その役割を理解できる人材が不足しています。
- ・日本語が堪能な外国籍市民等が講師として、日本語及び母語の教室を開催しているコミュニティの例があります。
- ・日本語及び母語の指導教材や学習教材の充実が求められています。

【方向性】

地域における学習の機会を拡充するため、日本語及び母語を教える指導者や学習のサポートを行うボランティアの育成を図ります。

【推進事業の内容】

項目	内 容	主な取り組み主体
		関係課・団体等
4	日本語及び母語指導の人材の育成及び活用促進 ・日本語及び母語指導者養成講座の開催 ・講師、ボランティア、コーディネーターとの連携 ・県国際交流ボランティアとの連携 ・外国籍市民等の活用と連携	国際交流協会
		市（人づくり課）
5	多文化共生センターや図書館等における日本語学習教材の充実	市（図書館、人づくり課）
		国際交流協会

2 多言語情報等の提供

(1) 情報の多言語化及び やさしい日本語の活用の推進 [I-2-(1)]

【現状と課題】

- ・言葉の問題で、外国籍市民等に行政サービスの手続き方法、制度の内容や地域社会のルールなどが正確に伝わらないことがあり、住民登録や福祉、税金、国民健康保険に関する相談が多く寄せられています。
- ・日本語が十分に理解できない市民に対して、日常生活に必要な情報を正確に伝え、理解してもらうためには、情報の多言語化ややさしい日本語の活用を推進する必要があります。
- ・近年、多国籍化が進んでいますが、全ての言語への通訳の配置は困難であるため、やさしい日本語の活用が求められています。
- ・市では、外国籍市民相談窓口国際交流員配置し、広報かのにポルトガル語版、英語版を毎月発行しているほか、市ホームページ（HP）の外国語ページの開設やメールによる情報発信、行政文書などの翻訳を行っています。
- ・多言語による生活ガイドブックや防災ガイドブック、ごみの出し方などのリーフレットなどを作成・配布しています。また、庁舎内の案内板や避難所の表示板、ごみ集積所などの看板の多言語併記を図っています。

【方向性】

社会生活に欠かせない行政サービスやルールの内容、納税などの義務について、需要を踏まえ確実に理解されるよう情報の多言語化とやさしい日本語による情報提供を推進します。

「やさしい日本語」と「つたわる日本語」

「やさしい日本語」とは、日本語が十分に理解できない 外国籍市民等にも分かりやすい言葉です。多国籍化が進んでも全ての言語への対応は困難であることや、地域のコミュニティという観点からも普及が必要です。また難しい単語や表現を使わない日本語のため、災害時なども有効です。

本計画では、外国籍市民等への伝達手段のひとつとして「やさしい日本語」を推進しますが、緊急時などでは さらに伝えることを意識して具体的に要点をしぼる「つたわる日本語」という配慮が必要です。

「やさしい日本語」のイメージ 「台風がきます。強い雨と風に 気をつけてください。」

「つたわる日本語」のイメージ 「〇〇の そばの どうろは とおることが できません」

【推進事業の内容】

項目	内 容	主な取り組み主体
		関係課・団体等
6	行政文書などの多言語化等の推進 ・行政文書の種別や内容により多言語化を推進する （やさしい日本語やピクトグラム（※）など分かりやすい情報提供の手法を含む） ・パンフレットなどの出版物や案内看板などの多言語表記の拡充	市（人づくり課）
		市（各課）
7	多言語情報の充実 ・外国語版広報かこの充実 ・市HPの外国語翻訳の充実 ・外国語広報メールの配信内容の充実 ・フェイスブックによる多言語情報の発信 ・外国語版生活ガイドブックの内容の充実・強化 ・外国語版ガイドマップの充実・強化	市（人づくり課） 国際交流協会
		市（各課）

（※）絵文字、絵言葉などの視覚記号（サイン）

（2）情報伝達手段の充実〔I-2-(2)〕

【現状と課題】

- ・転職や転居が多く、自治会加入率が低いため、市からの配布物を確実に届けるための配布方法の工夫が必要です。
- ・雇用している企業や外国籍市民等がよく利用する店舗、アパート等の大家、学校、自治会等を通じて、外国語版広報かこの配布を行っています。
- ・市HPの外国語版や携帯電話による外国語広報メール、多文化共生センターのフェイスブックなどを活用し、多言語情報を発信しています。
- ・外国語広報メールやフェイスブックの活用や利用促進が求められています。
- ・国籍により情報収集をする媒体が異なるため、各々の国籍に応じた情報発信手段が求められています。

【方向性】

インターネットや広報紙など、多様なメディアや外国籍市民等が多く集まる施設等を活用し、多言語ややさしい日本語の情報の提供と周知を推進します。

【推進事業の内容】

項目	内 容	主な取り組み主体
		関係課・団体等
8	自治会、企業、店舗、外国籍市民等によるコミュニティ団体等と連携した情報提供の拡充 ・外国語版広報かこの配布ルートの拡大 ・外国語タウン情報誌による情報提供	市（人づくり課・各課） 国際交流協会
		地域コミュニティ団体、外国籍コミュニティ団体、企業・事業者
9	市HPや多文化共生センターと国・県等の多言語情報提供ウェブサイトとの相互リンクの拡充・強化	市（人づくり課）
		市（各課）
10	外国語広報メールおよびフェイスブック登録者の加入促進 ・市民課窓口、外国籍市民相談窓口での啓発	市（人づくり課）
		市（市民課）
11	国籍により効果の高い情報発信手段の加入促進 ・国籍別の利用者の多い情報収集手段による発信 ・各種情報手段の登録者の増を図る	市（人づくり課） 国際交流協会
		市（各課）

II 「子どもの教育における共生」

1 教育環境の整備

(1) 学習環境の充実〔II-1-(1)〕

【現状と課題】

- ・公立小中学校に在籍している外国籍児童生徒数は、平成 31 年（2019 年）4 月現在、675 人で、日本語指導を必要とする児童生徒数は、372 人です。
- ・外国籍の子どもには就学義務は課せられていませんが、保護者が義務教育学校への就学を希望する場合に、日本人の子どもと同様に無償で受け入れることとしています。
- ・外国籍児童生徒数の増加に伴い、通訳・翻訳業務が多くなっているため、通訳、相談員の確保が求められています。
- ・市では、平成 15・16 年（2013・2014 年）度に「外国人の子どもの教育環境に関する実態調査」を行い、不就学の子どもの存在を明らかにしました。不就学になる要因はさまざまですが、調査では①経済的な理由、②言葉の壁や習慣・文化の違いによる学習意欲の低下、③保護者の意識の問題があることが分かりました。
- ・この結果を踏まえ、市では平成 17 年（2015 年）度から「外国籍児童・生徒の学習保障事業」を開始し、日本語の分からない児童生徒のレベルに合わせて学習指導を行っています。
- ・「ばら教室 KANI」にて初期日本語指導をしていますが、近年の外国籍児童生徒数の増加に伴い、入室を待機している児童生徒がいます。また、待機児童は国際交流協会の就学支援教室で対応していますが、人的環境の整備が課題になっています。
- ・就学先が不明な児童生徒に対しては、定期的な実態調査や家庭訪問を実施しており、外国籍児童生徒の不就学は少なくなっています。しかし学校に適応しきれず、不登校状態になる外国人の子どもの割合は全体の割合より高くなっています。
- ・これまでも外国籍の子どもたちへの生活・学習支援等の環境整備を進めてきましたが、改正入管法の施行により今後さらに支援が必要な児童生徒の増加が予想されるため、今まで以上の支援体制づくりが必要です。

【方向性】

不登校・不就学児童生徒の実態把握とその解消を図るとともに、学習環境の整備や学習指導体制の充実を推進します。

【推進事業の内容】

項目	内 容	主な取り組み主体
		関係課・団体等
12	外国籍児童・生徒の学習保障事業の推進 ・ばら教室KANIの充実 ・小中学校における国際教室等の充実 ・在籍学級での生活・学習支援の充実	市（学校教育課） 小中学校
		国際交流協会
13	不登校・不就学児童生徒の実態把握と対応 ・転入、転居者に対する手紙による就学状況確認と就	市（学校教育課）

	学の働きかけ ・不登校者の実態把握と登校に向けた働きかけ	国際交流協会
14	国際教室担当者等の指導力の向上 ・研修の実施 ・指導法の開発とノウハウの継承	市（学校教育課） 国際交流協会
15 新	学校の連絡物の多言語版共通様式の作成 ・学校生活を送るうえで必要になる物の時期等を記載した資料の作成	市（学校教育課） 小中学校 国際交流協会

(2) 教育相談の充実〔Ⅱ-1-(2)〕

【現状と課題】

- ・外国籍児童生徒の就学相談を「ばら教室KANI」や国際交流協会です時実施し、支援を行っています。
- ・不登校やいじめ、親子関係などの各種相談や教育相談・心の電話相談の開設などのほか、市国際交流協会と連携して外国籍児童生徒の相談に応じています。
- ・相談時には細かな聞き取りと助言が必要になりますが、通訳を介してきめ細かな支援を行っています。
- ・児童生徒と保護者が向き合う時間が十分に確保されない家庭環境や、児童生徒の愛着障がい(※)の問題が指摘されています。

(※) 乳幼児期に長期にわたって虐待やネグレクト(放置)を受けたことにより引き起こされる障害の総称

- ・外国籍児童生徒についても発達障がい疑われる事例が見られますが、言葉の問題であるのか発達の問題であるのかの判断ができない場合があります。

【方向性】

利用しやすい相談体制を確立するとともに、家庭教育の啓発を推進します。

【推進事業の内容】

項目	内 容	主な取り組み主体
		関係課・団体等
16	多言語による相談の実施 ・通訳、相談員の配置 ・相談窓口の広報	市(人づくり課、学校教育課、子育て支援課) 国際交流協会

2 就学支援の推進

(1) 就学支援体制の充実〔Ⅱ－2－(1)〕

【現状と課題】

- ・公立小中学校に入学する児童生徒が増え、地域における日本語指導や学習支援が求められています。
- ・国際教室を設置していない学校の児童生徒に対応するため、市内に国際通級教室を設置し対応をしています。
- ・就学先が不明な児童生徒数は、平成 26 年（2014）4 月は 118 人、平成 31 年（2019 年）4 月は 122 人でした。就学先が不明な児童生徒は私立学校やブラジル人学校に就学していると考えられます。
- ・高等学校等への進学を希望する生徒や保護者に対して、進路ガイダンス等の支援を実施しています。
- ・国際交流協会では、平成 20 年（2008 年）度より義務教育の就学年齢を超えた子どもたちを対象に、就学（進学）支援教室を開設し、それぞれの進路の実現に向けてサポートを行っていますが、人的環境や多様な需要に対応できる教材整備が課題になっています。
- ・国際交流協会では、文部科学省の「定住外国人の子どもの就学支援事業」の認定を受け、平成 21 年（2009 年）度より不就学や不登校、待機児童生徒を対象に、就学支援に取り組んでいます。
- ・国際交流協会では、平成 30 年（2018 年）度から不登校の子ども等を支援する教室を立ち上げ、支援しています。
- ・市では平成 27 年（2015 年）度から市国際交流協会に事業を委託し、「定住外国人の子どもの就学促進事業」として、不就学の子どものに係る学校との連絡調整や就学支援教室を実施しています。

【方向性】

保護者・学校・地域や国際交流協会等と連携し、外国籍の子どもの就学支援をします

【推進事業の内容】

項目	内 容	主な取り組み主体
		関係課・団体等
17	就学前児童の就学支援の実施 ・小学校入学前の子どもを対象とした初期日本語指導の実施	国際交流協会、幼稚園・保育園
		市（こども課、子育て支援課）、NPO・ボランティア団体等、外国籍コミュニティ団体
18	学齢期にある外国籍児童生徒の就学支援の充実 ・外国籍児童生徒の学習保障事業の実施 ・不就学・不登校・自宅待機の子どもの就学支援教室の実施	市（学校教育課）、国際交流協会
		NPO・ボランティア団体等

	・発達障がい等が疑われる外国籍児童生徒への学習支援	
19	就学年齢を超えた子どもの就学支援の充実	国際交流協会
		市（人づくり課）、外国籍コミュニティ団体
20	就学助成や就学援助制度の情報提供 ・就学援助金、奨学金情報等の提供	市（学校教育課）
		国際交流協会

(2) 学校教育の意識啓発〔Ⅱ－2－(2)〕

【現状と課題】

- ・市では市民課窓口において、就学年齢相当の外国籍の子どもが転入届を行った際には、保護者に対して就学案内を行っています。
- ・母国と教育制度が異なるため、保護者が日本の教育や就学の仕組みをよく理解していない状況があります。
- ・保護者に対して、子どもの教育についての理解を深めるため、学校教育の意識啓発を行う必要があります。
- ・小中学校に就学していても、家庭の状況によって子どもの希望する進路に進むことができない場合があります。

【方向性】

義務教育年齢の子どもの学ぶ権利の保障や、学校教育に関するきめ細かな情報を提供し、教育に対する保護者の関心を高めます。

【推進事業の内容】

項目	内 容	主な取り組み主体
		関係課・団体等
21	多言語や やさしい日本語による学校教育に関する情報の提供 ・義務教育対象年齢となる子どもと保護者に対して、日本の教育制度を周知 ・進路指導の継続 ・進路ガイダンスの継続	市（学校教育課）
		市（市民課、こども課） 国際交流協会、NPO・ボランティア団体等
22	外国籍労働者を雇用する企業等との連携 ・「国際教室事業所懇談会」における保護者の学校行事参加等に対する配慮依頼・情報交換	市（学校教育課）
		市（産業振興課）、企業・事業者

Ⅲ「暮らしにおける共生」

1 相談体制の充実

(1) 外国籍市民相談窓口の充実〔Ⅲ－1－(1)〕

【現状と課題】

- ・市では、人づくり課に外国籍市民相談窓口を設置し、地域の多文化共生総合相談ワンストップセンターとして国際交流員5名でポルトガル語・英語・フィリピン語(タガログ語)による市内外の外国籍住民の行政相談や通訳・翻訳業務を行っています。
- ・窓口での相談件数や内容は、その時の社会情勢や経済状況により変動します。
- ・可児市多文化共生センターでは、国際交流協会が日常生活の相談窓口を設置し、地域の多文化共生総合ワンストップセンターとして外国籍市民等の相談に対応しており、専門的な相談については専門家に繋げています。
- ・平成31年(2019年)4月の入管法改正に伴い、法務省の交付金を受け市及び多文化共生センターの相談窓口ポケットーク、タブレットといった翻訳専用端末を導入し、多言語対応が可能な体制を整備しています。

【方向性】

外国籍市民等が地域で生活するうえで生じるさまざまな問題や悩みに対して、多様な言語で対応できるよう、相談窓口の充実を図ります。

【推進事業の内容】

項目	内 容	主な取り組み主体
		関係課・団体等
23	相談窓口の実施 ・市の相談窓口や多文化共生センターにおける相談の実施 ・国際交流員、相談員、通訳の資質の向上	市(人づくり課)
		国際交流協会、外国籍コミュニティ団体
24 新	翻訳専用端末の行政分野における精度の向上 ・相談窓口における翻訳専用端末の活用 ・変換しにくい行政用語の減少に向けての要望活動	市(人づくり課) 国際交流協会
		国・県、企業

(2) 関係機関・団体との連携〔Ⅲ－1－(2)〕

【現状と課題】

- ・市では、ポルトガル語・英語・フィリピン語(タガログ語)の通訳を国際交流員として配置し、外国籍市民等のさまざまな生活相談や行政相談に応じています。
- ・専門機関や専門相談員でないと対応できない相談ケースも増えています。
- ・職業相談については、ハローワークプラザ可児に外国人ワンストップ雇用サービスコーナーがあり、ポルトガル語、フィリピン語(タガログ語)、英語で相談が受けられます。
- ・雇用保険については、ハローワークプラザ可児において、申請・手続きができます。

- ・労働条件に関する相談は、多治見労働基準監督署で相談が受けられます（通訳配置なし）。
- ・県中濃振興局では、ポルトガル語、英語、フィリピン語（タガログ語）の通訳を配置しており、消費生活相談や児童相談など専門員による相談が多言語で受けられます。
- ・県国際交流センターでは、岐阜県在住外国人相談センターを設置し、14言語による行政通訳サービスを行っています。
- ・支援団体や外国籍市民等によるコミュニティ団体が、相談窓口の役割を担っている場合もあります。

【方向性】

県や関係機関・団体と連携し、多様な相談に対応できる体制づくりを推進します。

【推進事業の内容】

項目	内 容	主な取り組み主体
		関係課・団体等
25	多言語や やさしい日本語による相談の実施 ・多言語対応が可能な相談窓口情報の提供 ・市無料相談への通訳の派遣	市（人づくり課）
		市（各課）、国際交流協会、NPO・ボランティア団体等、外国籍コミュニティ団体
26	支援団体や関係機関とのネットワークづくり ・市内外の支援団体等との情報交流	市（人づくり課） 国際交流協会
		NPO・ボランティア団体等、外国籍コミュニティ団体
27 新	教育や医療等の専門分野での通訳の検討	市（各課）
		市（人づくり課） 国際交流協会

2 生活基盤の充実

(1) 居住環境の整備〔Ⅲ－２－(1)〕

【現状と課題】

- ・外国人市民意識調査（平成30年実施）の結果から、住宅の形態は、「民間の賃貸住宅」が51.3%と最も多く、次いで「持ち家」が28.6%となっています。滞在年数の長期化に伴い「持ち家」に住む人が増加しています。
- ・外国籍市民等が多く居住する賃貸住宅や地域においては、生活習慣の違いなどからごみ出しや騒音など、生活ルールを巡って地域住民との間にトラブル・摩擦が見受けられます。賃貸住宅の家主や管理者は、生活ルール等について入居者に伝わるようにしていく必要があります。
- ・外国籍市民等が民間の賃貸住宅を探す場合に、保証人の確保に苦慮したり、生活習慣の違いなどから入居を拒否される事例があります。

【方向性】

- ・地域で生活するうえで必要な生活習慣やルール等について、知ることができる機会と場の充実、及び住宅情報の提供をします。

【推進事業の内容】

項目	内 容	主な取り組み主体
		関係課・団体等
28	生活ルールの啓発 ・多言語版生活ガイドブックの配布 ・賃貸住宅の家主などを通じた生活ルール等の周知	市（人づくり課、各課）
		国際交流協会、地域コミュニティ団体、外国籍コミュニティ団体、企業・事業者
29	住宅相談体制の充実と住宅に関する多言語情報の提供 ・市営住宅に関する情報提供	市（施設住宅課）
		市（人づくり課）

(2) 労働環境の整備 [Ⅲ-2-(2)]

【現状と課題】

- ・外国人市民意識調査（平成30年）の結果から、労働者の53.4%が間接雇用の派遣や請負労働者として職に就いており、不安定な就労環境にあります。
- ・社会保険（医療・年金・雇用・労災）の未加入問題、賃金・労働時間など労働関係法令による労働条件を満たさない就労環境に置かれているケースが指摘されています。
- ・経済危機以降の、多くの労働者が仕事を失った状況からは好転しましたが、短期契約の雇用が多い、転入してすぐに生活保護を受けるなど、依然として厳しい就業環境もあります。
- ・平成31年（2019年）4月の改正入管法の施行に伴い、企業が多くの外国籍労働者を雇用することが予測されるため、外国籍労働者を雇用する企業との連携が求められています。

【方向性】

- ・労働環境の整備に関する啓発と就業支援をします。
- ・新たな在留資格「特定技能」の影響を注視していきます。

【推進事業の内容】

項目	内 容	主な取り組み主体
		関係課・団体等
30	地元企業への労働環境の整備に関する意識啓発の強化 ・国、県等が作成している雇用に関するリーフレット等の配布 ・外国籍労働者雇用企業との連携	市（産業振興課）
		市（人づくり課）、企業・事業者、国・県

31	労働関係の相談窓口や情報の提供 ・セーフティネット、労働法令に関する多言語リーフレットの配布 ・多言語や やさしい日本語による起業支援情報の提供の拡充	市（産業振興課）
		市（人づくり課）、 企業・事業者、国際交流協会、国・県、外国籍コミュニティ団体等
32	就業に必要な日本語能力の取得やスキルアップの支援 ・仕事に役立つ日本語教室の開催	国・県
		市（人づくり課）、国際交流協会

3 社会基盤の充実

(1) 社会保障制度の周知〔Ⅲ－3－(1)〕

【現状と課題】

- ・外国籍市民等の中には、社会保険制度に対する理解不足や加入の意識が低いことなどから、社会保険に加入しないケースや、保険料・税を滞納する人も見受けられます。
- ・日本とブラジル、日本とフィリピンの社会保障協定が合意に達し、正式に発効されたことにより、両国での年金加入期間が合算できるなど、社会保障制度についての進展がみられます。
- ・外国人市民意識調査（平成30年）によると、多言語化してほしい行政サービス情報は「病院や医療の情報」が58.4%と最も多く、次いで「教育制度や学校の情報」が35.4%、「就職や雇用の情報」が35.0%となっています。
- ・日本語が分からないことにより、必要な情報を入手できずに行政サービスや社会保障制度を活用できないケースもあります。
- ・言葉の壁により、予防接種や健康診査時の問診事項の聞き取りや指導ができなかったり、医療機関で受診する時、症状や治療などについての意思疎通が十分できないことがあります。
- ・外国籍市民等の定住化や高齢化に伴い、介護を必要とする高齢者・障がい者に対する社会福祉制度を周知していく必要があります。

【方向性】

- ・多言語や やさしい日本語による医療・保健・福祉などに関する情報の提供と、サービスの円滑な利用を促進します。
- ・社会保険の加入促進と、保険料・税の納付意識を啓発します。

【推進事業の内容】

項目	内 容	主な取り組み主体
		関係課・団体等
33	社会保険制度の啓発と加入促進 ・多言語パンフレットの配布 ・多言語による国民健康保険税等の納付促進	市（国保年金課）、国・県
		国際交流協会、外国籍コ

		コミュニティ団体、企業・事業者
34	社会福祉制度の情報提供 ・多言語による案内の充実	市（福祉支援課、こども課、高齢福祉課、介護保険課）
		国際交流協会、外国籍コミュニティ団体
35	母子保健、予防接種や健康診査の情報提供 ・多言語による案内の充実 ・外国語広報メールの活用	市（健康増進課）
		市（人づくり課） 国際交流協会
36	健康診査、健康相談が受けやすい環境の整備 ・通訳の派遣	市（健康増進課）
		市（人づくり課） 国際交流協会
37	多言語対応が可能な医療機関の情報提供 ・県広域災害救急医療情報システムHPとのリンク ・外国語版ガイドマップの活用	市（健康増進課）
		市（人づくり課）、 国際交流協会、NPO・ボランティア団体等

(2) 子育て支援の充実〔Ⅲ－３－(2)〕

【現状と課題】

- ・定住化に伴い、日本で子どもを産み育てる外国籍市民等が多くなっています。
- ・市内の保育園では、外国籍の園児は増加傾向にあります。
- ・日本語が分からない保護者とコミュニケーションの問題が生じており、出産や子育てに関して、言葉の問題や習慣の違いによる不安を解消する必要があります。
- ・土田保育園ではポルトガル語通訳者1名を配置し、園児やその保護者への対応をしていますが、通訳を置いていない保育園では、対応に苦慮する場合があります。
- ・可児市子育て健康プラザ mano では、通訳を4名配置し、ポルトガル語、英語、フィリピン語により子育てに関する相談に対応しています。

【方向性】

多言語や やさしい日本語による子育てに関する情報の提供と周知を行います。

【推進事業の内容】

項目	内 容	主な取り組み主体
		関係課・団体等
38	保育園、可児市子育て健康プラザ等での多言語対応 ・通訳の配置、派遣 ・多言語文書の充実	市（こども課）
		幼稚園・保育園
39	多言語や やさしい日本語による母子保健サービス事業の充実 ・通訳の派遣	市（健康増進課）
		市（人づくり課） 国際交流協会
40	外国籍市民の子どもの就学保障について保護者への啓発	市（学校教育課）
		市（こども課）、幼稚園・保育園、国際交流協会、NPO・ボランティア団体等

4 防災体制の充実

(1) 防災意識の向上〔Ⅲ－４－(1)〕

【現状と課題】

- ・外国籍市民等の多くが地震や大規模災害を経験したことがなく、防災に関する知識の普及と啓発が必要になっています。
- ・防災教室や防災訓練を多文化共生センターで開催していますが、参加者は少数に限られています。また、地域の自治会が開催する防災訓練への参加はほとんど見られない状況です。
- ・市は外国籍市民懇話会を開催しています。その中で防災に関する情報を伝え、啓発を行っています。
- ・市は、多言語による防災ガイドブックや防災メールを活用し、外国籍市民等の防災意識の普及啓発に取り組んでいます。

【方向性】

外国籍市民等の防災意識の向上と防災訓練への参加促進を図り、防災に関する情報提供や啓発をします。

【推進事業の内容】

項目	内 容	主な取り組み主体
		関係課・団体等
41	多言語や やさしい日本語による防災関連情報の提供 ・ 外国語版防災ガイドブックや災害時緊急メールを活用した防災知識の向上	市（防災安全課、人づくり課）
		国際交流協会、NPO・ボランティア団体等、企業・事業者
42	外国籍市民が参加できる防災訓練の実施 ・ 多文化共生センターでの防災訓練の実施 ・ 防災関係機関・団体と連携した防災訓練の実施	市（防災安全課）
		市（人づくり課）、国際交流協会、NPO・ボランティア団体等（社会福祉協議会）
43	企業等と連携した防災意識の向上・強化 ・ 外国語版防災ガイドブックの普及	市（防災安全課）
		市（人づくり課）、企業・事業者

(2) 災害対策の推進〔Ⅲ－４－(2)〕

【現状と課題】

- ・市の地域防災計画では、外国籍市民等は言葉の違いから災害発生時に各種警報や情報が的確に伝わらないことから、要配慮者に位置付けされています。
- ・可児市多文化共生センターは、「災害時多言語支援センター」として、災害の際に多言語や やさしい日本語による情報発信を行います。
- ・外国籍市民等の多くは地域の自治会に加入していないことや、地域社会との繋がりが少ないことから、災害発生時の安否確認や情報伝達の確保が非常に難しい状況です。
- ・日本語のコミュニケーションが困難な市民に対して、災害発生時には特別な支援が必要となります。
- ・災害時には言葉の壁により必要な情報が十分に得られず、不安であったという外国人被災者がいることが挙げられ、多くの人が情報不足を感じています。

【方向性】

災害発生時において被災者へ効果的な対応ができるよう、支援体制の整備と多言語および やさしい日本語による災害情報や支援情報を提供します。

【推進事業の内容】

項目	内 容	主な取り組み主体
		関係課・団体等
44	多言語や やさしい日本語による災害関連情報の提供 ・災害時の問い合わせに対応する仕組みづくり ・伝わる災害関連情報の表現を検討	市（人づくり課、防災安全課）
		国際交流協会
45	災害時における支援体制の構築及び連携の強化 ・災害時語学ボランティアの登録及び派遣体制の整備 ・社会福祉協議会（災害ボランティアセンター）との連携 ・岐阜県国際交流センター（岐阜県災害時多言語支援センター）との連携 ・関係機関や団体等との連携	市（人づくり課、防災安全課、高齢福祉課）、 国際交流協会
		NPO・ボランティア団体等（社会福祉協議会）、外国籍コミュニティ団体、企業・事業者
46 新	災害時における情報発信言語の拡充 ・多言語化するための体制づくり ・関係機関や団体等との連携	市（防災安全課、人づくり課）
		国際交流協会、NPO・ボランティア団体等、外国籍コミュニティ団体
47	多文化共生センターの災害時多言語支援センターとしての体制の整備 ・多言語や やさしい日本語による災害情報の提供、相談体制づくり	市（人づくり課、防災安全課）
		国際交流協会、NPO・ボランティア団体等、外国籍コミュニティ団体
48	災害時に助け合える関係づくりの推進の強化 ・地域活動への参加や自治会加入など、日頃から地域内で顔の見える関係づくりを推進 ・企業や外国籍市民等によるコミュニティ団体等を通じて、災害時の対処方法の情報提供 ・避難行動要支援制度の周知	市（人づくり課、防災安全課、高齢福祉課）
		国際交流協会、NPO ボランティア団体等、企業・事業者

(3) 生活安全対策の推進〔Ⅲ－４－(3)〕

【現状と課題】

- ・外国籍市民等が、交通事故の当事者になるケースが増えています。
- ・日本語が十分に理解できないことや、消費生活にかかわる知識の不足などから、被害にあう事例も見受けられます。

【方向性】

関係機関等と連携し、多言語や やさしい日本語による啓発や情報提供を行い、防犯、交通安全や消費生活などの生活安全に対する意識の向上を図ります。

【推進事業の内容】

項目	内 容	主な取り組み主体
		関係課・団体等
49	防犯、交通安全、消費生活に関する意識啓発 ・外国語版広報紙、メール、リーフレット等による情報提供	市（防災安全課、産業振興課）
		市（人づくり課）、国際交流協会、外国籍コミュニティ団体、企業・事業者、国・県（警察）

IV 「地域社会における共生」

1 多文化共生の地域づくり

(1) 人権尊重の意識づくり [IV-1-(1)]

【現状と課題】

- ・市では可児市多文化共生推進計画を指針とし、市民一人ひとりが、互いの文化や価値観への理解と尊重を深めながら、まちづくりの担い手として地域社会に参加することができる仕組みづくりに取り組んでいます。
- ・人権についての市民意識調査（平成 30 年（2018 年）8 月、可児市人権啓発センター実施）によると、「外国人が日本で生活するうえで不利な取り扱いがある」と感じている人が、29.6%であり、前回（平成 26 年（2014 年））の調査から約 10%減少しましたが、今後も、多文化共生の理念を浸透させていくとともに、外国籍市民等が日本社会で共存していくための意識づくりが求められています。
- ・市民一人ひとりの人権が尊重される社会を実現するため、令和 2 年（2020 年）改訂の「可児市人権施策推進指針」により、人権教育と人権啓発に取り組んでいます。

【方向性】

人権啓発、多言語による相談体制を充実し、人権尊重のまちづくりを推進します。

【推進事業の内容】

項目	内 容	主な取り組み主体
		関係課・団体等
50	人権尊重の意識啓発 ・「可児市人権施策推進指針」に基づく取り組みの推進 ・人権意識調査の実施	市（人づくり課）
		市（各課）、国際交流協会、NPO・ボランティア団体等（人権擁護委員、人権啓発センター）、地域コミュニティ団体、企業・事業者、国・県
51	多言語による人権相談の実施 ・人権相談、法律相談などへの通訳の派遣	市（人づくり課）
		市（各課）、国際交流協会、NPO・ボランティア団体等（人権擁護委員、人権啓発センター）

(2) 多文化共生の意識づくり [IV-1-(2)]

【現状と課題】

- ・多文化共生社会の推進には、互いの文化的背景を認め合うことが必要ですが、地域における交流が十分に進んでいません。
- ・国際交流協会は、多文化共生センターを多文化共生の拠点として、さまざまな人々の交流や多様な文化を学ぶことができる機会を提供しています。また、多文化共生のための語学講座として、ポルトガル語、中国語、ハンガール語、スペイン語、英語等の講座を開講しています。
- ・公立小中学校では、多文化共生の視点を踏まえた国際理解教育を行っています。
- ・可児市文化創造センターでは、芸術文化を通して、言葉や習慣、文化的背景の違いを乗り越えて一つの作品を作り上げる「多文化共生プロジェクト」に取り組んでいます。
- ・さまざまな多文化共生のイベントを開催していますが、参加者の多くは外国籍市民等のため、イベント情報の幅広い周知が求められています。

【方向性】

市民一人ひとりが多文化共生に関する理解と認識を深め、多様な言語や異文化にふれる機会を通して相互理解の促進を図ります。そのために やさしい日本語への理解を深めます。

【推進事業の内容】

項目	内 容	主な取り組み主体
		関係課・団体等
52	多文化共生の意識啓発 ・地域で活躍している外国籍市民等の紹介 ・「外国人の日本語作文コンテスト」の開催 ・多文化共生の出前講座 ・学校教育を通じた多文化共生教育の推進 ・市職員を対象としたやさしい日本語の講座の開催	市（人づくり課、学校教育課）、国際交流協会
		市（各課）、小中学校、地域コミュニティ団体、企業・事業者
53 新	やさしい日本語を地域で教える仕組みづくり ・やさしい日本語の普及 ・やさしい日本語の講師の育成	市（人づくり課） 国際交流協会
		国・県・NPO・ボランティア団体等、外国籍コミュニティ団体等
54	異文化体験学習の機会と場の提供 ・国際理解講座の開催 ・多文化共生をテーマにした講演会の開催 ・多文化共生フェスティバル等のイベントの開催	市（人づくり課）、小中学校、国際交流協会
		市（各課）、国・県、NPO・ボランティア団体等、外国籍コミュニティ団体等
55	多文化共生の拠点としての多文化共生センターの活用 ・情報の提供 ・交流の場の提供 ・多文化共生のための語学講座の開催	市（人づくり課）、国際交流協会
		外国籍コミュニティ団体
56 新	多文化共生センターと子育て健康プラザの連携 ・利用者の往来の促進	市（人づくり課、子育て支援課）、国際交流教会
		市（各課）

2 まちづくりへの参画

(1) 地域社会への参加促進〔Ⅳ-2-(1)〕

【現状と課題】

- ・地域では、自治会などのさまざまな地域コミュニティ団体が主体となって、多様な地域活動が行われていますが、外国籍市民等の自治会加入率が低いため、これらの活動への参加は多くありません。
- ・国籍にかかわらず市民を地域社会の構成員として受け入れ、地域活動への参画を促進していくことが重要です。
- ・外国籍市民等による自助団体が、多文化共生センターを拠点に社会活動に積極的に取り組んでいます。
- ・国籍にかかわらず、市民間の交流を促進するための担い手の育成が求められています。また、地域の生活者として地域社会のルールや習慣等を十分に理解し、地域活動に積極的に参画していくことが求められています。
- ・市では、多文化共生推進計画の策定にあたり外国籍市民委員を登用しています。

【方向性】

外国籍市民等が地域で生活する一員として、地域社会やまちづくりに参画しやすい環境づくりを推進します

【推進事業の内容】

項目	内 容	主な取り組み主体
		関係課・団体等
57	自治会活動等への参画促進 ・自治会加入促進のための翻訳支援等 ・自治会加入者への支援	市（地域振興課、人づくり課）
		市（各課）、国際交流協会、地域コミュニティ団体、外国人コミュニティ団体
58	外国籍市民等によるコミュニティ団体の社会活動への参画促進 ・コミュニティ団体の育成と活動支援 ・外国籍市民等のコミュニティリーダーの育成	外国籍コミュニティ団体
		市（人づくり課）、国際交流協会、NPO・ボランティア団体等
59	まちづくりへの参画促進 ・外国籍市民懇話会の開催 ・アンケート調査等による意見収集、多文化共生推進会議などの委員会等への参加	市（人づくり課、各課）
		国際交流協会、外国籍コミュニティ団体

第5章 計画の推進

本計画の基本理念「みんなでつくる 多文化共生のまち 可児」を実現していくためには、行政だけでなく、市民一人ひとりが多文化共生を地域社会全体の共通課題として認識し、市民や学校、国際交流協会、NPO・ボランティア団体等、地域コミュニティ団体、企業・事業者などの多様な担い手がそれぞれの役割を果たしながら、お互いに連携・協働して、施策を総合的に推進していくことが必要です。

こうしたことから、本計画に掲げる施策をより効果的に推進していくため、各推進主体の役割分担を示すとともに、市の推進体制を整備します。

また、施策の達成目標と推進事業の実施計画を明確にし、本計画の今後の進行管理と施策の見直しを図ります。

1. 役割分担

(1) 可児市の役割

市は、地域の国際化にかかわる課題や市民要望の把握を行い、行政サービスの一層の向上と多文化共生施策の拡充を図るとともに、多文化共生社会の実現に向け推進体制を充実します。

市教育委員会は、公立小中学校への入学を希望する義務教育年齢の外国籍の子どもの、教育が受けられる機会を保障します。

(2) 公立小中学校の役割

公立小中学校は、外国籍の子どもが安心して教育が受けられるよう受入体制の整備と指導体制の充実を図ります。また、保護者や地域・関係団体等と連携を図り、児童生徒の多文化共生への理解を深める取り組みを行います。

(3) 保育園・幼稚園の役割

就学前の外国籍の子どもたちの多くが保育園や幼稚園に通っており、公立小学校へ進学する児童も増えています。保育園・幼稚園においては、子どもたちが基礎的な日本語や日本の生活習慣を習得し、集団生活の適応力を育むことができる保育や教育を行います。また、保護者との意思疎通を図り、子どもの将来の教育や就学に対して、保護者の意識を高めます。

(4) 市民の役割

市民一人ひとりが多文化共生の意義を理解し、国籍や文化の違いにかかわらず、同じ地域で生活する一員として地域社会に参画し、共に暮らしていくことが求められています。日本国籍の市民は、外国の文化や生活習慣などの違いがあることを認識し、外国籍市民等を対等なパートナーとして受け入れていきます。

外国籍市民等は、日本社会で自立して生活していくうえで、日本語でのコミュニケーションは必要不可欠であることから、日本語を習得するとともに、地域社会のルールや習慣を十分に理解し、地域社会と積極的にかかわっていきます。

(5) 国際交流協会の役割

可児市国際交流協会は、多文化共生センターを拠点に、日本語及び母語教室の開催、外国籍の子どもの就学支援や異文化交流の場の提供など、地域と密着した幅広い取り組みを実践的に行っています。今後も地域や行政と連携を深め、地域の国際化を推進していく中核的な役割を担います。こうした活動を通じて、地域の国際化に取り組んでいる人材、市民団体の発掘や育成を図り、各市民団体間のネットワークを構築しながら地域課題に取り組めます。

(6) NPO・ボランティア団体等の役割

関連するNPO・ボランティア団体等は、それぞれの団体の人材と知識を十分に生かしながら、外国籍市民等が抱える課題に対して、行政が対応できていない分野での支援や、地域住民との間をつなぐさまざまな活動を行います。

(7) 地域コミュニティ団体の役割

多文化共生社会の形成は、行政や市民だけの力で実現できるものではなく、地域全体の課題として捉え、地域の多様な主体が協力、連携して取り組んでいくことが重要です。

自治会などの地域コミュニティ団体は、国籍にかかわらず、全ての市民を同じ地域の住民として受け入れ、地域住民との相互理解を促進するとともに、地域活動への参加促進を図ります。

(8) 外国籍市民等によるコミュニティ団体の役割

現在、外国籍市民等自らが、自助及び共助を目的にコミュニティ団体として主体的に活動しています。地域活動への積極的な参加促進を図るとともに、外国籍市民等が抱える諸問題の解決に向け、地域や行政と連携して取り組めます。

(9) 企業・事業者の役割

外国籍労働者を雇用している企業・事業者は、外国籍労働者の労働環境の整備と日本社会への適応促進を図ります。また地域社会の構成員として、地域や行政・関係機関と連携して、雇用促進や地域の諸課題の解決を図り、多文化共生の地域づくりに貢献します。

(10) 国・県の役割

国・県においては、地域における多文化共生社会の形成に向けて、各種行政サービスが円滑に提供できるよう諸制度等の改革を総合的に進めるとともに、各種支援施策の推進が求められます。

2. 推進体制

(1) 庁内の推進体制の整備

庁内の関係各課における推進計画の進捗状況を確認し、施策の取り組み状況の把握や課題等の共有化を図り、本計画に基づく多文化共生施策を効果的に推進します。

(2) 多文化共生推進会議の設置

外国籍市民等を含む「可児市多文化共生推進会議」を継続開催し、毎年度 本計画の進捗状況の確認や点検等を行うとともに、社会情勢の変化や新たな課題等に対応した計画の見直しなどを提言し、確実に計画を推進します。

(3) 多文化共生のネットワークづくり

多文化共生社会形成のために中心的な役割を担う市多文化共生センターを拠点とし、市民、市民団体等との連携、ネットワーク化を促進し、協働して多文化共生のまちづくりを推進します。

(4) 外国籍市民等の意見反映

外国籍市民等の声を聴く「外国籍市民懇話会」の開催やアンケート調査などを定期的を実施し、市民要望や地域課題を共有するとともに、意見を市政に反映します。

(5) 外国人集住自治体との連携

他自治体と連携して、地域で顕在化している多文化共生にかかわる諸問題について、情報交換を行います。

3. 目標指標

目標指標については、施策の柱ごとに基本施策に関連したもので、達成度を定期的・継続的に測定できる指標を設定します。

No.	施策の柱	基本施策	指標名	指標		
				基準値 (基準年度)	直近値 平成 30 年度 (2018 年度)	目標値 令和 5 年度 (2023 年度)
1	I 言語における共生	1 日本語の学習支援	日本語学習の教室数	6 教室 平成 21 年度 (2009 年度)	4 教室	6 教室
2		2 多言語情報の提供	市外国語 HP の年間アクセス件数	10,893 回 平成 21 年度 (2009 年度)	7,117 回	9,300 回
3			外国語広報メールの登録率	10.7% 平成 21 年度 (2009 年度)	6.4%	15.0%
4	II 子どもの教育における共生	1 教育環境の整備	全不登校児童生徒数に占める外国籍児童生徒の割合(※)	9.1% 平成 26 年度 (2014 年度)	16.7%	—
5		2 就学支援の推進	外国籍生徒の高校等への進学率(帰国を除く)(※)	75.6% 平成 22 年度 (2010 年度)	80.9%	—
6	III 暮らしにおける共生	1 相談体制の充実	外国籍市民相談窓口の認知度(外国人市民意識調査)	64.9% 平成 23 年度 (2011 年度) 調査値	69.0%	73.0%
7		3 社会基盤の充実	外国籍市民の年金・医療保険の加入率(外国人市民意識調査)	保険 86% 年金 50.8% 平成 23 年度 (2011 年度) 調査値	保険 91.6% 年金 65.7%	基準値より増加
8		1 多文化共生の地域づくり	「多文化共生に向けた取り組み」に対する満足度(外国人市民意識調査)	平均 40.1% 平成 23 年度 (2011 年度) 調査値	平均 48.1%	平均 50.0%
9				多文化共生センターの年間来館者数	34,260 人 平成 21 年度 (2009 年度)	30,223 人
10		2 まちづくりへの参画		地域活動への参加率(外国人市民意識調査)	26% 平成 23 年度 (2011 年度) 調査値	29.1%
11			国際交流ボランティアの登録者数(国際交流協会による語学・日本語指導、災害時ボランティアの登録者数)	135 人 平成 21 年度 (2009 年度)	38 人	98 人

(II-1、2については直接の指標ができるまでの間、参考指標とする)

《目標指標の現状と目標値の設定根拠》

●外国語HPの年間アクセス件数

英語ページ 3,059回、ポルトガル語ページ 4,058回 計7,117回

令和元年（2019年）9月現在外国籍住民世帯数3,706世帯、
1世帯当たりのHPアクセス回数1.9回

【令和5年（2023年）度目標値】

外国人世帯数3,706世帯×年間アクセス回数2.5回＝約9,300回

●外国語広報メールの登録率

令和元年（2019年）8月現在外国人世帯数3,709世帯、
外国語広報メール登録件数238件、登録率6.4%

【令和5年（2023年）度目標値】 登録率15.0%

●外国籍児童生徒の高校等への進学率

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
外国籍生徒の人数(人)	45	54	51	50	64
外国籍生徒の進学率(%)	90.7	76.5	84.0	79.7	80.9
日本人生徒の進学率(%)	99.0	98.7	98.7	99.7	99.1

※外国籍児童生徒は、年度により人数の変動が大きいいため、過去5年間の進学率の平均値を求め、それを上回る数値を目標値とする。

【令和5年度（2023年）目標値】 平均83.4%

●可児市多文化共生センターの年間来館者数

平成30年（2018年）度来館者数 30,223人

【令和5年（2023年）度目標値】 33,000人以上

●国際交流ボランティアの登録者数

平成30年（2018年）4月現在 国際交流協会におけるボランティア登録者数

語学(通訳・翻訳)、日本語指導、医療通訳ボランティア 計38人

【令和5年（2023年）度目標値】 38人＋災害時ボランティア60名(6地区×10人)＝98人